

令和7年度 一般社団法人日本外科学会定時社員総会

(令和7年4月9日開催)

議案資料

第1号議案（名誉会頭および名誉会員の推戴に関する件） 資料

役員・代議員等選任規則（定款施行細則第3号）に従い、以下の方々を名誉会頭および名誉会員の候補者として推戴いたします。

名誉会頭推戴候補者

鷲野 正人 君

名誉会員推戴候補者

Dr. Fabrizio Michelassi Dr. Ho-Seong Han

第2号議案（会費の納入免除に関する件） 資料

会費規則（定款施行細則第2号）に従い、令和7年2月1日現在において満80歳以上に達し、かつ、引き続き40年以上、正会員であり、所定の申し出のあった以下の方々の令和7年度以降の会費の納入を免除いたします。

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 浅野 武秀 君 | 安藤 健一 君 | 飯島 位夫 君 | 池田 雄祐 君 |
| 石川 喜久 君 | 石田 武 君 | 石本 稔 君 | 伊藤悠基夫 君 |
| 井上 吉弘 君 | 猪又 義光 君 | 今井 武治 君 | 岩崎 晃 君 |
| 岩崎 泰憲 君 | 岩間 育夫 君 | 上田 祐造 君 | 大内 明夫 君 |
| 大木 繁男 君 | 大塩 猛人 君 | 大田 政廣 君 | 岡本 篤武 君 |
| 織田 善彦 君 | 小原 邦義 君 | 織部 孝史 君 | 加藤 弘文 君 |
| 金井 忠男 君 | 鎌田 重康 君 | 紙田 信彦 君 | 唐木 芳昭 君 |
| 川井田 浩 君 | 川島 龍一 君 | 川原 英之 君 | 岸田 尚夫 君 |
| 北村 文夫 君 | 来海 秀和 君 | 金 盛彦 君 | 具 栄作 君 |
| 九里 孝雄 君 | 久保田光博 君 | 古賀 淳 君 | 小暮 公孝 君 |
| 小林 勝正 君 | 小林 剛一 君 | 小林 正幸 君 | 小山 春海 君 |
| 斎藤 永 君 | 酒井 敦 君 | 酒井 英雄 君 | 酒井 実 君 |
| 佐々木泰二 君 | 柴 徳郎 君 | 首藤三七郎 君 | 白川 勝 君 |
| 杉谷 通治 君 | 鈴木 正臣 君 | 清家 矩彦 君 | 瀬戸山元一 君 |
| 武市 宣雄 君 | 竹内 栄二 君 | 武内 純夫 君 | 田中 二郎 君 |
| 田中 俊正 君 | 田中 誠 君 | 田中 泰則 君 | 谷口 勝俊 君 |
| 多羅尾 信 君 | 千見寺 勝 君 | 鶴木 隆 君 | 東郷 庸史 君 |
| 徳田 直彦 君 | 徳永 彰 君 | 徳永 昭 君 | 友國 隆 君 |
| 虎渕 邦孝 君 | 中江 晟 君 | 長尾 桓 君 | 中川 公彦 君 |
| 長嶋起久雄 君 | 中谷 勝紀 君 | 長山 正義 君 | 西下 正成 君 |
| 西田 貞之 君 | 新田 國夫 君 | 野垣 英逸 君 | 野北 英樹 君 |
| 野口 昌邦 君 | 花輪 孝雄 君 | 花輪 千春 君 | 馬場 國昭 君 |
| 馬場 国男 君 | 原藤 和泉 君 | 菱山 豊平 君 | 日高 直昭 君 |
| 日比野清康 君 | 廣瀬 正典 君 | 福田 和馬 君 | 藤井 佑二 君 |

蒔本 恭君 眞下 六郎君 増田 英隆君 松原 長樹君
松本 泰仁君 水守 彰一君 味八木保雄君 宮崎 舜賢君
宮地 道弘君 宮本 克彦君 宮本 徳廣君 村田 和武君
村林 紘二君 持永 瑞恵君 森 克彦君 森 武生君
安本 忠道君 八尋 克三君 横倉 義武君 横山 隆捷君
吉川 澄君 吉川健一郎君 吉田 千尋君

第3号議案（次期役員等の選任に関する件） 資料

1. 会頭選任に関する件

役員・代議員等選任規則第41条第1項に従い、次期会頭の

平野 聰君

を候補者として選任する。

2. 次期会頭選任に関する件

役員・代議員等選任規則第42条第1項に従い、次々期会頭の

池田 徳彦君

を候補者として選任する。

3. 次々期会頭選任に関する件

役員・代議員等選任規則第43条に従い、期日までに届け出た

大塚 将之君

中村 雅史君

波多野 悅朗君

の3名を候補者として、選挙を行って選任する。

4. 監事（補欠）選任に関する件

定款第13条第1項および役員・代議員等選任規則第9条および第11条に従い、
期日までに届け出た

大木 隆生君

を候補者として選任する。

※各選挙広報は別途郵送済みです。

第4号議案（令和6度貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）に関する件）資料

令和6年度の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）を提出いたします。

貸借対照表

令和7年 1月31日現在

一般社団法人日本外科学会

(単位：円)

| 科 目 | | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----|--------------------------------|
| I 資産の部 | | | | |
| 1. 流動資産 | | | | |
| 現金預金 | 1,130,599,380 | 1,121,885,914 | | 8,713,466 |
| 前払金 | 219,621,623 | 238,068,106 | | △ 18,446,483 |
| 未収会費 | 66,619,000 | 58,610,000 | | 8,009,000 |
| 未収金 | 16,682,790 | 23,154,466 | | △ 6,471,676 |
| 立替金 | - | 2,254,798 | | △ 2,254,798 |
| 未収還付税金 | - | 2,948,900 | | △ 2,948,900 |
| 貯蔵品 | 5,044,098 | 4,435,173 | | 608,925 |
| 流動資産合計 | 1,438,566,891 | 1,451,357,357 | | △ 12,790,466 |
| 2. 固定資産 | | | | |
| (1) 特定資産 | | | | |
| 退職給付引当資産 | 107,790,000 | 97,590,000 | | 10,200,000 |
| 定期学術集会開催基金 | 550,000,000 | 550,000,000 | | - |
| 若手外科医育成・交流基金 | 91,051,600 | 91,051,600 | | - |
| 機関誌刊行基金 | 100,000,000 | 100,000,000 | | - |
| 日本外科学会雑誌オンラインジャーナル基金 | 10,000,000 | 25,000,000 | | △ 15,000,000 |
| デジタル化推進基金 | 150,000,000 | 150,000,000 | | - |
| 大規模災害時運営基金 | 100,000,000 | 100,000,000 | | - |
| 特定資産合計 | 1,108,841,600 | 1,113,641,600 | | △ 4,800,000 |
| (2) その他固定資産 | | | | |
| 建物附属設備 | 31,305,630 | 33,706,092 | | △ 2,400,462 |
| 什器備品 | 3,774,998 | 4,903,867 | | △ 1,128,869 |
| ソフトウェア | 24,593,418 | 72,347,321 | | △ 47,753,903 |
| ソフトウェア仮勘定 | 13,461,250 | 59,803,350 | | △ 46,342,100 |
| 出資金 | 100,000,001 | 100,000,001 | | - |
| 差入保証金 | 33,486,806 | 38,990,258 | | △ 5,503,452 |
| その他固定資産合計 | 206,622,103 | 309,750,889 | | △ 103,128,786 |
| 固定資産合計 | 1,315,463,703 | 1,423,392,489 | | △ 107,928,786 |
| 資産合計 | 2,754,030,594 | 2,874,749,846 | | △ 120,719,252 |
| II 負債の部 | | | | |
| 1. 流動負債 | | | | |
| 未払金 | 47,740,461 | 62,786,836 | | △ 15,046,375 |
| 未払費用 | 4,774,116 | 4,640,051 | | 134,065 |
| 前受金 | 305,434,987 | 291,842,899 | | 13,592,088 |
| 預り金 | 719,596 | 861,835 | | △ 142,239 |
| 仮受金 | 313,000 | 2,372,000 | | △ 2,059,000 |
| 未払法人税等 | 70,000 | 70,000 | | - |
| 未払消費税等 | 1,267,100 | - | | 1,267,100 |
| 流動負債合計 | 360,319,260 | 362,573,621 | | △ 2,254,361 |
| 2. 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | 107,790,000 | 97,590,000 | | 10,200,000 |
| 固定負債合計 | 107,790,000 | 97,590,000 | | 10,200,000 |
| 負債合計 | 468,109,260 | 460,163,621 | | 7,945,639 |
| III 正味財産の部 | | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | | |
| 指定正味財産合計 | - | - | | - |
| 2. 一般正味財産 | | | | |
| (うち特定資産への充当額) | 2,285,921,334 (1,001,051,600) | 2,414,586,225 (1,016,051,600) | | △ 128,664,891 (△15,000,000) |
| 正味財産合計 | 2,285,921,334 | 2,414,586,225 | | △ 128,664,891 |
| 負債及び正味財産合計 | 2,754,030,594 | 2,874,749,846 | | △ 120,719,252 |

貸借対照表内訳表

令和 7年 1月31日現在

一般社団法人日本外科学会

(単位：円)

| 科 目 | 実施事業会計 | その他会計 | 法人会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|----------------------|----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------|----------------------------------|
| I 資産の部 | | | | | |
| 1. 流動資産 | | | | | |
| 現金預金 | 224,738,870 | 618,582,662 | 287,277,848 | | 1,130,599,380 |
| 前払金 | 204,085,374 | 9,394,098 | 6,142,151 | | 219,621,623 |
| 未収会費 | - | - | 66,619,000 | | 66,619,000 |
| 未収金 | 2,843,990 | 7,818,800 | 6,020,000 | | 16,682,790 |
| 貯蔵品 | - | 4,926,278 | 117,820 | | 5,044,098 |
| 法人会計勘定 | - | 931,293,344 | - | | - |
| 実施事業等会計勘定 | - | - | 3,613,037,003 | △ 3,613,037,003 | - |
| 流動資産合計 | 431,668,234 | 1,572,015,182 | 3,979,213,822 | △ 4,544,330,347 | 1,438,566,891 |
| 2. 固定資産 | | | | | |
| (1) 特定資産 | | | | | |
| 退職給付引当資産 | - | - | 107,790,000 | | 107,790,000 |
| 定期学術集会開催基金 | - | 550,000,000 | - | | 550,000,000 |
| 若手外科医育成・交流基金 | 91,051,600 | - | - | | 91,051,600 |
| 機関誌刊行基金 | 100,000,000 | - | - | | 100,000,000 |
| 日本外科学会雑誌オンラインジャーナル基金 | 10,000,000 | - | - | | 10,000,000 |
| デジタル化推進基金 | - | - | 150,000,000 | | 150,000,000 |
| 大規模災害時運営基金 | - | - | 100,000,000 | | 100,000,000 |
| 特定資産合計 | 201,051,600 | 550,000,000 | 357,790,000 | - | 1,108,841,600 |
| (2) その他固定資産 | | | | | |
| 建物附属設備 | - | - | 31,305,630 | | 31,305,630 |
| 什器備品 | 1 | 2 | 3,774,995 | | 3,774,995 |
| ソフトウエア | 19,400,829 | 4,442,425 | 750,164 | | 24,593,418 |
| ソフトウェア仮勘定 | - | - | 13,461,250 | | 13,461,250 |
| 出資金 | - | - | 100,000,001 | | 100,000,001 |
| 差入保証金 | - | - | 33,486,806 | | 33,486,806 |
| その他の固定資産合計 | 19,400,830 | 4,442,427 | 182,778,846 | - | 206,622,103 |
| 固定資産合計 | 220,452,430 | 554,442,427 | 540,568,846 | - | 1,315,463,703 |
| III 資産の部合計 | 652,120,664 | 2,126,457,609 | 4,519,782,668 | △ 4,544,330,347 | 2,754,030,594 |
| II 負債の部 | | | | | |
| 1. 流動負債 | | | | | |
| 未払金 | 17,405,705 | 10,100,095 | 20,234,661 | | 47,740,461 |
| 未払費用 | - | - | 4,774,116 | | 4,774,116 |
| 前受金 | 289,767,807 | 15,018,180 | 649,000 | | 305,434,987 |
| 預り金 | - | 264,000 | 455,596 | | 719,596 |
| 仮受金 | - | 30,000 | 283,000 | | 313,000 |
| 法人会計勘定 | 3,613,037,003 | 376,552,570 | - | △ 3,989,589,573 | - |
| その他会計勘定 | - | - | 554,740,774 | △ 554,740,774 | - |
| 未払法人税等 | - | - | 70,000 | | 70,000 |
| 未払消費税等 | - | - | 1,267,100 | | 1,267,100 |
| 流動負債合計 | 3,920,210,515 | 401,964,845 | 582,474,247 | △ 4,544,330,347 | 360,319,260 |
| 2. 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | - | - | 107,790,000 | | 107,790,000 |
| 固定負債合計 | - | - | 107,790,000 | - | 107,790,000 |
| 負債合計 | 3,920,210,515 | 401,964,845 | 690,264,247 | △ 4,544,330,347 | 468,109,260 |
| III 正味財産の部 | | | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | | | |
| 指定正味財産合計 | - | - | - | | - |
| (うち基本財産への充当額) | - | - | - | | - |
| (うち特定資産への充当額) | - | - | - | | - |
| 2. 一般正味財産 | △ 3,268,089,851 (201,051,600) | 1,724,492,764 (550,000,000) | 3,829,518,421 (250,000,000) | | 2,285,921,334 (1,001,051,600) |
| 正味財産合計 | △ 3,268,089,851 | 1,724,492,764 | 3,829,518,421 | | 2,285,921,334 |
| 負債及び正味財産合計 | 652,120,664 | 2,126,457,609 | 4,519,782,668 | △ 4,544,330,347 | 2,754,030,594 |

正味財産増減計算書

令和 6年 2月 1日から令和 7年 1月31日まで

一般社団法人日本外科学会

(単位 : 円)

| | 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|----|---------------|---------------|---------------|--------------|
| I | 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1 | 1. 経常増減の部 | | | |
| 2 | (1) 経常収益 | | | |
| 3 | 受取入会金 | 1,672,000 | 1,682,000 | △ 10,000 |
| 4 | 受取入会金 | 1,672,000 | 1,682,000 | △ 10,000 |
| 5 | 受取会費 | 392,149,000 | 392,940,000 | △ 791,000 |
| 6 | 受取会費 | 392,149,000 | 392,940,000 | △ 791,000 |
| 7 | 事業収益 | 888,698,847 | 858,882,585 | 29,816,262 |
| 8 | 定期学術集会 | 400,245,412 | 423,236,225 | △ 22,990,813 |
| 9 | 学会参加費 | 244,495,500 | 257,760,000 | △ 13,264,500 |
| 10 | 展示会場収入 | 51,130,912 | 58,839,000 | △ 7,708,088 |
| 11 | スポンサードセミナー共催費 | 94,930,000 | 99,790,000 | △ 4,860,000 |
| 12 | 広告料収入 | 7,846,000 | 6,809,000 | 1,037,000 |
| 13 | 雑収入 | 1,843,000 | 38,225 | 1,804,775 |
| 14 | 研究事業 | 1,934,730 | 5,932,363 | △ 3,997,633 |
| 15 | 受取邦文誌販売料 | 351,560 | 309,870 | 41,690 |
| 16 | 受取英文誌販売料 | 594,000 | 726,000 | △ 132,000 |
| 17 | 受取機関誌論文掲載料 | 17,160 | 60,610 | △ 43,450 |
| 18 | 受取機関誌広告料等 | 352,000 | 1,240,800 | △ 888,800 |
| 19 | 受取編集著作権料 | 620,010 | 3,595,083 | △ 2,975,073 |
| 20 | 教育事業 | 21,743,700 | 22,390,500 | △ 646,800 |
| 21 | 手術DVD領布収益 | 62,700 | 115,500 | △ 52,800 |
| 22 | eラーニング受講料収入 | 21,681,000 | 22,275,000 | △ 594,000 |
| 23 | 認定専門医事業 | 195,348,098 | 203,270,637 | △ 7,922,539 |
| 24 | 予備試験手数料 | 209,000 | 506,000 | △ 297,000 |
| 25 | 指導医申請料 | 4,345,000 | 4,686,000 | △ 341,000 |
| 26 | 指導医更新申請料 | 14,157,000 | 11,770,000 | 2,387,000 |
| 27 | 専門医申請料 | 1,254,000 | 1,826,000 | △ 572,000 |
| 28 | 専門医試験受験料 | 19,360,000 | 18,436,000 | 924,000 |
| 29 | 専門医更新申請料 | 24,387,000 | 28,501,000 | △ 4,114,000 |
| 30 | 認定登録医申請手数料 | 2,970,000 | 3,443,000 | △ 473,000 |
| 31 | 認定登録医更新申請料 | 4,169,000 | 5,445,000 | △ 1,276,000 |
| 32 | 指導医選定料 | 8,668,000 | 9,350,000 | △ 682,000 |
| 33 | 指導更新選定料 | 28,270,000 | 23,474,000 | 4,796,000 |
| 34 | 専門医認定料 | 2,266,000 | 3,388,000 | △ 1,122,000 |
| 35 | 専門医試験認定料 | 27,192,000 | 27,027,000 | 165,000 |
| 36 | 専門更新認定料 | 41,734,000 | 47,091,000 | △ 5,357,000 |
| 37 | 認定登録医登録料 | 2,948,000 | 3,443,000 | △ 495,000 |
| 38 | 認定登録医更新登録料 | 4,158,000 | 5,434,000 | △ 1,276,000 |
| 39 | 過去問販売収入 | 9,261,098 | 9,450,637 | △ 189,539 |
| 40 | 外傷養成研修事業 | 704,000 | 704,000 | - |
| 41 | 外傷養成研修受講料 | 704,000 | 704,000 | - |
| 42 | 受託事業収益 | 268,722,907 | 203,348,860 | 65,374,047 |
| 43 | 高度遠隔医療研究事業 | 267,622,907 | 199,848,860 | 67,774,047 |
| 44 | COVID-19研究事業 | 1,100,000 | 3,500,000 | △ 2,400,000 |
| 45 | 受取補助金等 | 14,563,000 | 14,281,000 | 282,000 |
| 46 | 受取補助金 | 14,563,000 | 14,281,000 | 282,000 |
| 47 | 受取寄付金 | 14,601,000 | 16,000,000 | △ 1,399,000 |
| 48 | 受取寄付金 | 14,601,000 | 16,000,000 | △ 1,399,000 |
| 49 | 雑収益 | 29,977,001 | 31,427,577 | △ 1,450,576 |
| 50 | 受取集金事務手数料 | 29,746,335 | 29,830,928 | △ 84,593 |
| 51 | 受取会議室転貸料 | 100,100 | 132,275 | △ 32,175 |
| 52 | 受取利息 | 78,570 | 13,974 | 64,596 |
| 53 | 雑収入 | 51,996 | 1,450,400 | △ 1,398,404 |
| 54 | 経常収益計 | 1,341,660,848 | 1,315,213,162 | 26,447,686 |
| 55 | (2) 経常費用 | | | |
| 56 | 事業費 | 1,255,218,383 | 1,175,569,621 | 79,648,762 |
| 57 | 給料手当 | 69,929,506 | 66,762,169 | 3,167,337 |
| 58 | 退職給付費用 | 8,282,400 | 8,672,160 | △ 389,760 |
| 59 | 賞与 | 25,394,542 | 23,742,480 | 1,652,062 |
| 60 | 法定福利費 | 15,444,457 | 14,689,961 | 754,496 |
| 61 | 福利厚生費 | 774,542 | 813,836 | △ 39,294 |
| 62 | 研修費 | 132,913 | 1,497,731 | △ 1,364,818 |
| 63 | 広告宣伝費 | 993,850 | 3,960,000 | △ 2,966,150 |
| 64 | 会議費 | 3,377,820 | 8,956,136 | △ 5,578,316 |
| 65 | 交際費 | 28,801,702 | 30,370,725 | △ 1,569,023 |
| 66 | 旅費交通費 | 90,794,332 | 53,908,361 | 36,885,971 |
| 67 | 通信運搬費 | 27,559,840 | 20,373,978 | 7,185,862 |
| 68 | 減価償却費 | 49,773,034 | 59,119,706 | △ 9,346,672 |
| 69 | 差入保証金償却費 | 4,468,803 | 4,468,803 | - |
| 70 | 消耗什器備品費 | 1,375,622 | 4,016,717 | △ 2,641,095 |
| 71 | 消耗品費 | 39,214,856 | 31,877,082 | 7,337,774 |
| 72 | 印刷製本費 | 32,690,086 | 31,224,286 | 1,465,800 |
| 73 | 電算運用費 | 30,267,123 | 27,144,258 | 3,122,865 |

正味財産増減計算書

令和 6年 2月 1日から令和 7年 1月31日まで

一般社団法人日本外科学会

(単位 : 円)

| | 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----|-----------------|---------------|---------------|---------------|
| 75 | 光熱水料費 | 544,946 | 505,324 | 39,622 |
| 76 | 賃借料 | 165,366,421 | 176,507,753 | △ 11,141,332 |
| 77 | 保険料 | 19,745 | 63,833 | △ 44,088 |
| 78 | 業務委託費 | 502,883,092 | 466,642,238 | 36,240,854 |
| 79 | 支払報酬 | 104,394,224 | 85,351,200 | 19,043,024 |
| 80 | 諸謝金 | 20,334,421 | 22,265,682 | △ 1,931,261 |
| 81 | 租税公課 | 5,875 | 316,007 | △ 310,132 |
| 82 | 支払負担金 | 8,260,600 | 8,365,900 | △ 105,300 |
| 83 | 支払助成金 | 10,000,000 | 10,000,000 | - |
| 84 | 支払手数料 | 13,475,021 | 13,518,065 | △ 43,044 |
| 85 | 新聞・図書費 | 433,610 | 234,790 | 198,820 |
| 86 | 貸倒引当金繰入額 | - | 88,000 | △ 88,000 |
| 87 | 貸倒損失 | 225,000 | 112,000 | 113,000 |
| 88 | 雑費 | - | 440 | △ 440 |
| 89 | 管理費 | 168,695,256 | 160,763,879 | 7,931,377 |
| 90 | 給料手当 | 15,926,056 | 15,165,295 | 760,761 |
| 91 | 退職給付費用 | 1,917,600 | 2,007,840 | △ 90,240 |
| 92 | 賞与 | 5,879,525 | 5,497,027 | 382,498 |
| 93 | 法定福利費 | 3,575,810 | 3,401,124 | 174,686 |
| 94 | 福利厚生費 | 484,186 | 408,704 | 75,482 |
| 95 | 会議費 | 1,033,987 | 1,214,368 | △ 180,381 |
| 96 | 交際費 | 160,216 | 523,622 | △ 363,406 |
| 97 | 旅費交通費 | 10,051,408 | 6,677,152 | 3,374,256 |
| 98 | 通信運搬費 | 3,209,208 | 9,164,547 | △ 5,955,339 |
| 99 | 減価償却費 | 5,648,950 | 6,088,440 | △ 439,490 |
| 100 | 差入保証金償却費 | 1,034,649 | 1,034,649 | - |
| 101 | 消耗什器備品費 | 199,358 | 231,383 | △ 32,025 |
| 102 | 消耗品費 | 1,112,328 | 1,138,554 | △ 26,226 |
| 103 | 印刷製本費 | 3,182,670 | 5,443,692 | △ 2,261,022 |
| 104 | 電算運用費 | 7,073,953 | 6,194,864 | 879,089 |
| 105 | 光熱水料費 | 126,170 | 116,996 | 9,174 |
| 106 | 賃借料 | 19,055,559 | 18,073,164 | 982,395 |
| 107 | 保険料 | 486,000 | 607,380 | △ 121,380 |
| 108 | 業務委託費 | 10,010,557 | 11,482,213 | △ 1,471,656 |
| 109 | 支払報酬 | 28,599,626 | 23,469,600 | 5,130,026 |
| 110 | 諸謝金 | 99,990 | 357,390 | △ 257,400 |
| 111 | 租税公課 | 12,114,890 | 14,331,096 | △ 2,216,206 |
| 112 | 支払負担金 | 2,091,850 | 2,083,650 | 8,200 |
| 113 | 支払手数料 | 9,469,845 | 9,081,968 | 387,877 |
| 114 | 新聞・図書費 | 233,500 | 218,800 | 14,700 |
| 115 | 貸倒引当金繰入額 | 23,910,000 | 15,719,000 | 8,191,000 |
| 116 | 貸倒損失 | 740,000 | 1,010,000 | △ 270,000 |
| 117 | 雑費 | 1,267,365 | 21,361 | 1,246,004 |
| 118 | 経常費用計 | 1,423,913,639 | 1,336,333,500 | 87,580,139 |
| 119 | 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 82,252,791 | △ 21,120,338 | △ 61,132,453 |
| 120 | 評価損益等計 | - | - | - |
| 121 | 当期経常増減額 | △ 82,252,791 | △ 21,120,338 | △ 61,132,453 |
| 2. | 経常外増減の部 | | | |
| 123 | (1) 経常外収益 | | | |
| 124 | 経常外収益計 | - | - | - |
| 125 | (2) 経常外費用 | | | |
| 126 | ソフトウェア除却損 | 46,342,100 | - | 46,342,100 |
| 127 | 経常外費用計 | 46,342,100 | - | 46,342,100 |
| 128 | 当期経常外増減額 | △ 46,342,100 | - | △ 46,342,100 |
| 129 | 税引前当期一般正味財産増減額 | △ 128,594,891 | △ 21,120,338 | △ 107,474,553 |
| 130 | 法人税等 | 70,000 | 70,000 | - |
| 131 | 当期一般正味財産増減額 | △ 128,664,891 | △ 21,190,338 | △ 107,474,553 |
| 132 | 一般正味財産期首残高 | 2,414,586,225 | 2,435,776,563 | △ 21,190,338 |
| 133 | 一般正味財産期末残高 | 2,285,921,334 | 2,414,586,225 | △ 128,664,891 |
| 134 | II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 135 | 当期指定正味財産増減額 | - | - | - |
| 136 | 指定正味財産期首残高 | - | - | - |
| 137 | 指定正味財産期末残高 | - | - | - |
| 138 | III 正味財産期末残高 | 2,285,921,334 | 2,414,586,225 | △ 128,664,891 |

正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 2月 1日から令和 7年 1月31日まで

一般社団法人日本外科学会

(単位 : 円)

| 科 目 | 実施事業会計 | | | | その他会計 | | | 法人事業 | 内部取引消去 | 合計 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---------------|
| | 研究事業 | 教育事業 | 社会貢献事業 | 小計 | 認定専門医事業 | 学術事業 | 小計 | | | |
| I 一般正味財産増減の部 | | | | | | | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | | | | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | | | | | | | |
| 受取入会金 | - | - | - | - | - | - | - | 1,672,000 | - | 1,672,000 |
| 受取入会金 | - | - | - | - | - | - | - | 1,672,000 | - | 1,672,000 |
| 受取会費 | - | - | - | - | - | - | - | 392,149,000 | - | 392,149,000 |
| 受取会費 | - | - | - | - | - | - | - | 392,149,000 | - | 392,149,000 |
| 事業収益 | 1,934,730 | 21,743,700 | 269,426,907 | 293,105,337 | 195,348,098 | 400,245,412 | 595,593,510 | - | - | 888,698,847 |
| 定期学術集会 | - | - | - | - | - | 400,245,412 | 400,245,412 | - | - | 400,245,412 |
| 学会参加費 | - | - | - | - | - | 244,495,500 | 244,495,500 | - | - | 244,495,500 |
| 展示会場収入 | - | - | - | - | - | 51,130,912 | 51,130,912 | - | - | 51,130,912 |
| スポンサー・セミナー共催費 | - | - | - | - | - | 94,930,000 | 94,930,000 | - | - | 94,930,000 |
| 広告料収入 | - | - | - | - | - | 7,846,000 | 7,846,000 | - | - | 7,846,000 |
| 雑収入 | - | - | - | - | - | 1,843,000 | 1,843,000 | - | - | 1,843,000 |
| 研究事業 | 1,934,730 | - | - | 1,934,730 | - | - | - | - | - | 1,934,730 |
| 受取邦文誌販売料 | 351,560 | - | - | 351,560 | - | - | - | - | - | 351,560 |
| 受取英文誌販売料 | 594,000 | - | - | 594,000 | - | - | - | - | - | 594,000 |
| 受取機関誌論文掲載料 | 17,160 | - | - | 17,160 | - | - | - | - | - | 17,160 |
| 受取機関誌広告料等 | 352,000 | - | - | 352,000 | - | - | - | - | - | 352,000 |
| 受取編集著作権料 | 620,010 | - | - | 620,010 | - | - | - | - | - | 620,010 |
| 教育事業 | - | 21,743,700 | - | 21,743,700 | - | - | - | - | - | 21,743,700 |
| 手術DVD領収料 | - | 62,700 | - | 62,700 | - | - | - | - | - | 62,700 |
| eラーニング受講料収入 | - | 21,681,000 | - | 21,681,000 | - | - | - | - | - | 21,681,000 |
| 認定専門医事業 | - | - | - | - | 195,348,098 | - | 195,348,098 | - | - | 195,348,098 |
| 予備試験手数料 | - | - | - | - | 209,000 | - | 209,000 | - | - | 209,000 |
| 指導医申請料 | - | - | - | - | 4,345,000 | - | 4,345,000 | - | - | 4,345,000 |
| 指導医更新申請料 | - | - | - | - | 14,157,000 | - | 14,157,000 | - | - | 14,157,000 |
| 専門医申請料 | - | - | - | - | 1,254,000 | - | 1,254,000 | - | - | 1,254,000 |
| 専門医試験受験料 | - | - | - | - | 19,360,000 | - | 19,360,000 | - | - | 19,360,000 |
| 専門医更新申請料 | - | - | - | - | 24,387,000 | - | 24,387,000 | - | - | 24,387,000 |
| 認定登録医申請手数料 | - | - | - | - | 2,970,000 | - | 2,970,000 | - | - | 2,970,000 |
| 認定登録医更新申請料 | - | - | - | - | 4,169,000 | - | 4,169,000 | - | - | 4,169,000 |
| 指導医選定料 | - | - | - | - | 8,668,000 | - | 8,668,000 | - | - | 8,668,000 |
| 指導更新選定料 | - | - | - | - | 28,270,000 | - | 28,270,000 | - | - | 28,270,000 |
| 専門医認定料 | - | - | - | - | 2,266,000 | - | 2,266,000 | - | - | 2,266,000 |
| 専門医試験認定料 | - | - | - | - | 27,192,000 | - | 27,192,000 | - | - | 27,192,000 |
| 専門更新認定料 | - | - | - | - | 41,734,000 | - | 41,734,000 | - | - | 41,734,000 |
| 認定登録医登録料 | - | - | - | - | 2,948,000 | - | 2,948,000 | - | - | 2,948,000 |
| 認定登録医更新登録料 | - | - | - | - | 4,158,000 | - | 4,158,000 | - | - | 4,158,000 |
| 過去問販売収入 | - | - | - | - | 9,261,098 | - | 9,261,098 | - | - | 9,261,098 |
| 外傷養成研修事業 | - | 704,000 | - | 704,000 | - | - | - | - | - | 704,000 |
| 外傷養成研修受講料 | - | 704,000 | - | 704,000 | - | - | - | - | - | 704,000 |
| 受託事業収益 | - | 268,722,907 | - | 268,722,907 | - | - | - | - | - | 268,722,907 |
| 高度遠隔医療研究事業 | - | 267,622,907 | - | 267,622,907 | - | - | - | - | - | 267,622,907 |
| COVID-19研究事業 | - | 1,100,000 | - | 1,100,000 | - | - | - | - | - | 1,100,000 |
| 受取補助金等 | - | 14,563,000 | - | 14,563,000 | - | - | - | - | - | 14,563,000 |
| 受取補助金 | - | 14,563,000 | - | 14,563,000 | - | - | - | - | - | 14,563,000 |
| 受取寄付金 | - | - | - | - | 14,601,000 | - | 14,601,000 | - | - | 14,601,000 |
| 受取寄付金 | - | - | - | - | 14,601,000 | - | 14,601,000 | - | - | 14,601,000 |
| 雑収益 | 8,360 | - | 13,816 | 22,176 | 1,812,800 | 35,274 | 1,848,074 | 28,106,751 | - | 29,977,001 |
| 受取集金事務手数料 | - | - | - | - | 1,801,800 | - | 1,801,800 | 27,944,535 | - | 29,746,335 |
| 受取会議室転貸料 | - | - | - | - | - | - | - | 100,100 | - | 100,100 |
| 受取利息 | - | 516 | - | 516 | - | 35,274 | 35,274 | 42,780 | - | 78,570 |
| 雑収入 | 8,360 | - | 13,300 | 21,660 | 11,000 | - | 11,000 | 19,336 | - | 51,996 |
| 経常収益計 | 1,943,090 | 21,743,700 | 284,003,723 | 307,690,513 | 197,160,898 | 414,881,686 | 612,042,584 | 421,927,751 | - | 1,341,660,848 |
| (2) 経常費用 | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 184,694,186 | 83,916,481 | 341,693,163 | 610,303,830 | 197,503,430 | 447,411,123 | 644,914,553 | - | - | 1,255,218,383 |
| 給料手当 | 10,589,133 | 8,979,585 | 9,613,806 | 29,182,524 | 23,804,370 | 16,942,612 | 40,746,982 | - | - | 69,929,506 |
| 退職給付費用 | 1,275,000 | 1,081,200 | 1,020,000 | 3,376,200 | 2,866,200 | 2,040,000 | 4,906,200 | - | - | 8,282,400 |
| 賞与 | 3,909,258 | 3,315,051 | 3,127,407 | 10,351,716 | 8,788,013 | 6,254,813 | 15,042,826 | - | - | 25,394,542 |
| 法定福利費 | 2,377,533 | 2,016,148 | 1,902,027 | 6,295,708 | 5,344,696 | 3,804,053 | 9,148,749 | - | - | 15,444,457 |
| 福利厚生費 | 119,234 | 101,110 | 95,387 | 315,731 | 268,037 | 190,774 | 458,811 | - | - | 774,542 |
| 研修費 | 92,913 | - | - | 92,913 | - | 40,000 | 40,000 | - | - | 132,913 |
| 広告宣伝費 | 247,521 | 34,106 | 638,266 | 919,893 | 1,133 | 2,456,794 | 2,457,927 | - | - | 3,377,820 |
| 会議費 | 484,228 | 2,484 | 155,375 | 642,087 | 141,167 | 28,018,448 | 28,159,615 | - | - | 28,801,702 |
| 交際費 | 17,197,683 | 379,594 | 11,785,412 | 29,362,689 | 1,738,421 | 59,693,222 | 61,431,643 | - | - | 90,794,332 |
| 旅費交通費 | 7,405,589 | 1,240,343 | 1,799,343 | 10,445,275 | 8,426,429 | 8,688,136 | 17,114,565 | - | - | 27,559,840 |
| 通信運搬費 | 1,927,731 | 7,128,469 | 865,993 | 9,922,193 | 38,998,860 | 851,981 | 39,850,841 | - | - | 49,773,034 |
| 減価償却費 | 687,932 | 583,366 | 550,345 | 1,821,643 | 1,546,470 | 1,100,690 | 2,647,160 | - | - | 4,468,803 |
| 差入保証金償却費 | 55,976 | 47,468 | 44,781 | 148,225 | 125,835</ | | | | | |

正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 2月 1日から令和 7年 1月31日まで

一般社団法人日本外科学会

(単位 : 円)

| 科 目 | 実施事業会計 | | | | その他会計 | | | 法人事業 | 内部取引消去 | 合計 |
|---------------------|-----------------|---------------|---------------|-----------------|-------------|---------------|---------------|---------------|--------|---------------|
| | 研究事業 | 教育事業 | 社会貢献事業 | 小計 | 認定専門医事業 | 学術事業 | 小計 | | | |
| 78 業務委託費 | 80,704,487 | 8,597,589 | 267,153,058 | 356,455,134 | 29,215,817 | 117,212,141 | 146,427,958 | - | - | 502,883,092 |
| 79 支払報酬 | 12,006,500 | 36,581,512 | 9,605,200 | 58,193,212 | 26,990,612 | 19,210,400 | 46,201,012 | - | - | 104,394,224 |
| 80 諸謝金 | 6,481,336 | 1,183,674 | 2,573,851 | 10,238,861 | 1,664,365 | 8,431,195 | 10,095,560 | - | - | 20,334,421 |
| 81 租税公課 | - | - | 278 | 278 | - | 5,597 | 5,597 | - | - | 5,875 |
| 82 支払負担金 | - | - | 5,600,000 | 5,600,000 | 2,660,600 | - | 2,660,600 | - | - | 8,260,600 |
| 83 支払助成金 | 10,000,000 | - | - | 10,000,000 | - | - | - | - | - | 10,000,000 |
| 84 支払手数料 | 100,900 | 698,744 | 619,245 | 1,418,889 | 2,238,422 | 9,817,710 | 12,056,132 | - | - | 13,475,021 |
| 85 新聞・図書費 | 4,950 | - | 428,660 | 433,610 | - | - | - | - | - | 433,610 |
| 86 貸倒損失 | - | - | - | - | 225,000 | - | 225,000 | - | - | 225,000 |
| 87 管理費 | - | - | - | - | - | - | - | 168,695,256 | - | 168,695,256 |
| 88 給料手当 | - | - | - | - | - | - | - | 15,926,056 | - | 15,926,056 |
| 89 退職給付費用 | - | - | - | - | - | - | - | 1,917,600 | - | 1,917,600 |
| 90 賞与 | - | - | - | - | - | - | - | 5,879,525 | - | 5,879,525 |
| 91 法定福利費 | - | - | - | - | - | - | - | 3,575,810 | - | 3,575,810 |
| 92 福利厚生費 | - | - | - | - | - | - | - | 484,186 | - | 484,186 |
| 93 会議費 | - | - | - | - | - | - | - | 1,033,987 | - | 1,033,987 |
| 94 交際費 | - | - | - | - | - | - | - | 160,216 | - | 160,216 |
| 95 旅費交通費 | - | - | - | - | - | - | - | 10,051,408 | - | 10,051,408 |
| 96 通信運搬費 | - | - | - | - | - | - | - | 3,209,208 | - | 3,209,208 |
| 97 減価償却費 | - | - | - | - | - | - | - | 5,648,950 | - | 5,648,950 |
| 98 差入保証金償却費 | - | - | - | - | - | - | - | 1,034,649 | - | 1,034,649 |
| 99 消耗什器備品費 | - | - | - | - | - | - | - | 199,358 | - | 199,358 |
| 100 消耗品費 | - | - | - | - | - | - | - | 1,112,328 | - | 1,112,328 |
| 101 印刷製本費 | - | - | - | - | - | - | - | 3,182,670 | - | 3,182,670 |
| 102 電算運用費 | - | - | - | - | - | - | - | 7,073,953 | - | 7,073,953 |
| 103 光熱水料費 | - | - | - | - | - | - | - | 126,170 | - | 126,170 |
| 104 貸借料 | - | - | - | - | - | - | - | 19,055,559 | - | 19,055,559 |
| 105 保険料 | - | - | - | - | - | - | - | 486,000 | - | 486,000 |
| 106 業務委託費 | - | - | - | - | - | - | - | 10,010,557 | - | 10,010,557 |
| 107 支払報酬 | - | - | - | - | - | - | - | 28,599,626 | - | 28,599,626 |
| 108 諸謝金 | - | - | - | - | - | - | - | 99,990 | - | 99,990 |
| 109 租税公課 | - | - | - | - | - | - | - | 12,114,890 | - | 12,114,890 |
| 110 支払負担金 | - | - | - | - | - | - | - | 2,091,850 | - | 2,091,850 |
| 111 支払手数料 | - | - | - | - | - | - | - | 9,469,845 | - | 9,469,845 |
| 112 新聞・図書費 | - | - | - | - | - | - | - | 233,500 | - | 233,500 |
| 113 貸倒引当金繰入額 | - | - | - | - | - | - | - | 23,910,000 | - | 23,910,000 |
| 114 貸倒損失 | - | - | - | - | - | - | - | 740,000 | - | 740,000 |
| 115 雜費 | - | - | - | - | - | - | - | 1,267,365 | - | 1,267,365 |
| 116 経常費用計 | 184,694,186 | 83,916,481 | 341,693,163 | 610,303,830 | 197,503,430 | 447,411,123 | 644,914,553 | 168,695,256 | - | 1,423,913,639 |
| 117 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 182,751,096 | △ 62,172,781 | △ 57,689,440 | △ 302,613,317 | △ 342,532 | △ 32,529,437 | △ 32,871,969 | 253,232,495 | - | △ 82,252,791 |
| 118 評価損益等計 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 119 当期経常増減額 | △ 182,751,096 | △ 62,172,781 | △ 57,689,440 | △ 302,613,317 | △ 342,532 | △ 32,529,437 | △ 32,871,969 | 253,232,495 | - | △ 82,252,791 |
| 2. 経常外増減の部 | | | | | | | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | | | | | | | |
| 121 経常外収益計 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (2) 経常外費用 | | | | | | | | | | |
| 124 ソフトウェア除却損 | - | - | - | - | - | - | - | 46,342,100 | - | 46,342,100 |
| 125 経常外費用計 | - | - | - | - | - | - | - | 46,342,100 | - | 46,342,100 |
| 126 当期経常外増減額 | - | - | - | - | - | - | - | △ 46,342,100 | - | △ 46,342,100 |
| 127 税引前当期一般正味財産増減額 | △ 182,751,096 | △ 62,172,781 | △ 57,689,440 | △ 302,613,317 | △ 342,532 | △ 32,529,437 | △ 32,871,969 | 206,890,395 | - | △ 128,594,891 |
| 128 法人税等 | - | - | - | - | - | - | - | 70,000 | - | 70,000 |
| 129 当期一般正味財産増減額 | △ 182,751,096 | △ 62,172,781 | △ 57,689,440 | △ 302,613,317 | △ 342,532 | △ 32,529,437 | △ 32,871,969 | 206,820,395 | - | △ 128,664,891 |
| 130 一般正味財産期首残高 | △ 2,082,412,369 | △ 356,942,728 | △ 526,121,437 | △ 2,965,476,534 | 649,077,464 | 1,108,287,269 | 1,757,364,733 | 3,622,698,026 | - | 2,414,586,225 |
| 131 一般正味財産期末残高 | △ 2,265,163,465 | △ 419,115,509 | △ 583,810,877 | △ 3,268,089,851 | 648,734,932 | 1,075,757,832 | 1,724,492,764 | 3,829,518,421 | - | 2,285,921,334 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | | | | | | | |
| 133 当期指定正味財産増減額 | △ 2,265,163,465 | △ 419,115,509 | △ 583,810,877 | △ 3,268,089,851 | 648,734,932 | 1,075,757,832 | 1,724,492,764 | 3,829,518,421 | - | 2,285,921,334 |
| 134 指定正味財産期首残高 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 135 指定正味財産期末残高 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| III 正味財産期末残高 | △ 2,265,163,465 | △ 419,115,509 | △ 583,810,877 | △ 3,268,089,851 | 648,734,932 | 1,075,757,832 | 1,724,492,764 | 3,829,518,421 | - | 2,285,921,334 |

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
- (2) 構成資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品
総平均法による原価法(貸借対照表額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法による。)
- (3) 固定資産の減価償却の方法
建物附属設備
定額法によっている。
什器備品
定率法によっている。
ソフトウェア
利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、
回収不能見込額を計上している。
退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、期末退職給付の自己都合要支給額に相当する額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

| 科目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 特定資産 | | | | |
| 退職給付引当資産 | 97,590,000 | 10,200,000 | - | 107,790,000 |
| 定期学術集会開催基金 | 550,000,000 | - | - | 550,000,000 |
| 若手外科医育成・交流基金 | 91,051,600 | - | - | 91,051,600 |
| 機関誌刊行基金 | 100,000,000 | - | - | 100,000,000 |
| 日本外科学会雑誌オンラインジャーナル基金 | 25,000,000 | - | 15,000,000 | 10,000,000 |
| デジタル化推進基金 | 150,000,000 | - | - | 150,000,000 |
| 大規模災害時運営基金 | 100,000,000 | - | - | 100,000,000 |
| 合計 | 1,113,641,600 | 10,200,000 | 15,000,000 | 1,108,841,600 |

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

| 科目 | 当期末残高 | (うち指定正味財産 からの充当額) | (うち一般正味財産 からの充当額) | (うち負債に対応する額) |
|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|----------------------|
| 特定資産 | | | | |
| 退職給付引当資産 | 107,790,000 | (-) | (-) | (107,790,000) |
| 定期学術集会開催基金 | 550,000,000 | (-) | (550,000,000) | - |
| 若手外科医育成・交流基金 | 91,051,600 | (-) | (91,051,600) | - |
| 機関誌刊行基金 | 100,000,000 | (-) | (100,000,000) | - |
| 日本外科学会雑誌オンラインジャーナル基金 | 10,000,000 | (-) | (10,000,000) | - |
| デジタル化推進基金 | 150,000,000 | (-) | (150,000,000) | - |
| 大規模災害時運営基金 | 100,000,000 | (-) | (100,000,000) | - |
| 合計 | 1,108,841,600 | (-) | (1,001,051,600) | (107,790,000) |

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

| 科目 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 建物附属設備 | 40,107,323 | 8,801,693 | 31,305,630 |
| 什器備品 | 11,899,343 | 8,124,345 | 3,774,998 |
| 合計 | 52,006,666 | 16,926,038 | 35,080,628 |

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

| 科目 | 債権金額 | 貸倒引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-----------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 未収会費 | 90,529,000 | 23,910,000 | 66,619,000 |
| 未収金 | 16,770,790 | 88,000 | 16,682,790 |
| 合計 | 107,299,790 | 23,998,000 | 83,301,790 |

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

| 補助金等の名称 | 交付者 | 前期末 残高 | 当期 増加額 | 当期 減少額 | 当期末残高 | 貸借対照表上 の記載区分 |
|---|-----------------|-----------|-------------------|-------------------|----------|-----------------|
| 補助金 | | | | | | |
| 令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業) | 厚生労働省 | - | 1,542,000 | 1,542,000 | - | |
| 令和5年度医療施設運営費等補助金 (外傷外科医等養成研修事業) | 厚生労働省 | - | 13,021,000 | 13,021,000 | - | |
| 寄付金 | | | | | | |
| 第124回定期学術集会 | 日本製薬団体連合会 | - | 13,501,000 | 13,501,000 | - | |
| 第124回定期学術集会 | コノディエインジャパン株式会社 | - | 1,100,000 | 1,100,000 | - | |
| 合計 | | - | 29,164,000 | 29,164,000 | - | - |

7. その他

退職給付関係

- ①採用している退職給付制度の概要
確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。
- ②退職給付債務及びその内訳

| (単位:円) | |
|---------------|---------------|
| △ 107,790,000 | △ 107,790,000 |
| △ 107,790,000 | △ 107,790,000 |

- ③退職給付費用に関する事項

| (単位:円) | |
|------------|------------|
| 10,200,000 | 10,200,000 |
| 10,200,000 | 10,200,000 |

- ④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算しております。

附属明細書

1. 特定資産の明細

特定資産について、財務諸表の注記に記載をしているため、附属明細書の記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

| 科目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 当期末残高 |
|---------|------------|------------|------------|-----|-------------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 貸倒引当金 | 15,807,000 | 23,910,000 | 15,719,000 | - | 23,998,000 |
| 退職給付引当金 | 97,590,000 | 10,200,000 | - | - | 107,790,000 |

第 5 号議案（定款および同施行細則等の変更に関する件） 資料

以下の 5 項目を主旨として、定款、および入会規則（定款施行細則第 1 号）、役員・代議員等選任規則（定款施行細則第 3 号）、外科専門医制度規則（定款施行細則第 8 号）、外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定、復会・休会規則（定款施行細則第 10 号）、ならびに専門医制度委員会内規を次頁のとおり変更いたします。

1) 正会員の入会条件を変更すること

→医師免許を有しない医学士または学士は「正会員」ではなく、「準会員」として入会してもらうことを原則とする。
(定款第 5 条と、入会規則第 2 条の平仄を合わせる)

2) 休会の理由に「介護」を追加すること

3) 副理事長の任期を理事の通算任期から除外すること

→理事長の任期と同様に、副理事長の任期も、理事の通算 3 期の任期制限から除外する。
(前年度からの差し戻し事項)

4) 内閣府公益認定等委員会の指導勧告に抵触しない範囲で、継続的に一定割合の女性が選出される代議員の選挙制度に見直すこと

→現在の代議員の総定数 400 名のうち、まずは 350 名（全体の 87.5%）を上限として従来どおりに選挙を実施し、その後、残る 50 名（全体の 12.5%）を上限とした女性会員のみを被選挙権者とした選挙と、1 回目で欠員が生じた選挙区の補欠選挙を並行して実施する（選挙を 2 回に分けて実施する）。

5) 旧専門医制度と新専門医制度を一本化すること

→旧専門医制度における予備（筆記）試験の実施は令和 7（2025）年度、認定（面接）試験の実施は令和 8（2026）年度で、それぞれ終了とする。

また、新専門医制度は日本専門医機構との契約の下において協働で実施するが、更新は旧専門医制度と新専門医制度の選択制とする。

令和7年度 定款および同施行細則等の変更案

1. 定款 変更案

○第5条第6項および第7項の変更

代議員選挙の実施時期の変更に伴い、代議員の任期の開始日と終了日も変更します。

また、代議員が欠けた場合の選挙を、欠員補充のための選挙と呼称します。

<現行>

第5条

6 本条第3項の代議員選挙は、2年に1度、1月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。（以下、条文省略）

7 代議員が欠けた場合は、本条第3項から第5項までの規定に準じて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了時までとする。

↓

<変更案>

第5条

6 本条第3項の代議員選挙は、2年に1度、1月までに実施することとし、代議員の任期は、代議員選挙終了後の2月1日から、翌々年の1月31日までとする。（以下、条文省略）

7 代議員が欠けた場合は、本条第3項から第5項までの規定に準じて、欠員補充のための代議員を選挙することができる。欠員補充の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了時までとする。

2. 入会規則（定款施行細則第1号） 変更案

○第2条の変更

定款第5条と平仄を合わせて、正会員として入会できるのは医師のみとし、医学士または医学士（医師）は準会員として入会してもらうことを原則とします。

<現行>

第2条 定款第5条の規定によって本会の正会員として入会することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 1) 外科学に関する知識又は経験を有する医師
 - 2) 外科学に関する知識を有する医学士又は学士（医学）
 - 3) その他理事会によって前2号のいずれかに準ずると認められた者
- 2 前項第1号若しくは第2号に該当する者は、本会の準会員として入会することができない。また、準会員が前項第1号若しくは第2号に該当した場合は、速やかに正会員に移行しなければならない。

↓

<変更案>

第2条 定款第5条の規定によって本会の正会員として入会することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 1) 外科学に関する知識又は経験を有する医師
 - ~~2) 外科学に関する知識を有する医学士又は学士（医学）~~
 - 2) その他理事会によって前号に準ずると認められた者
- 2 前項第1号に該当する者は、本会の準会員として入会することができない。また、準会員が前項第1号に該当した場合は、速やかに正会員に移行しなければならない。

3. 復会・休会規則（定款施行細則第10号） 変更案

○第5条第1項第2号の変更

休会の理由に「介護」を追加します。

<現行>

第5条 定款第11条の規定によって休会しようとするときは、その期間及び理由を記入した休会申込書を、本会事務所に提出しなければならない。ただし、期間は1年又は2年とし、理由は次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- 1) 留学のため
- 2) 出産及び育児並びに健康上の理由のため
- 3) その他理事会が正当と認めた理由のため

↓

<変更案>

第5条 定款第11条の規定によって休会しようとするときは、その期間及び理由を記入した休会申込書を、本会事務所に提出しなければならない。ただし、期間は1年又は2年とし、理由は次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- 1) 留学のため
- 2) 出産、育児、介護及び健康上の理由のため
- 3) その他理事会が正当と認めた理由のため

4. 役員・代議員等選任規則（定款施行細則第3号） 変更案

理事長の任期と同様に、副理事長の任期も、理事の通算3期の任期制限から除外します。ただし、上限を設定します。

また、内閣府公益認定等委員会の指導勧告に抵触しない範囲で、継続的に一定割合の女性代議員が選出される仕組みとするため、現在の代議員の総定数400名のうち、まずは350名を上限として従来どおりに選挙を実施し、その後、残る50名を上限とした女性会員の

みを被選挙権者とした選挙区の選挙と、1回目で欠員が生じた選挙区の補欠選挙を並行して実施する（選挙を2回に分けて実施する）。

→変更案は別頁（新旧対照表）

5-1. 外科専門医制度規則（定款施行細則第8号） 変更案

5-2. 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

5-3. 専門医制度委員会内規 変更案

旧専門医制度と新専門医制度の一本化を図ります。

なお、旧専門医制度における予備（筆記）試験の実施は令和7（2025）年度、認定（面接）試験の実施は令和8（2026）年度で、それぞれ終了となります。

また、新専門医制度は日本専門医機構との契約の下において協働で実施しますが、更新は旧専門医制度と新専門医制度の選択制とします。

→変更案は別紙（新旧対照表）

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則 変更案

現行

変更点(____)

第1章 役員の選任

(省略)

(役員の任期)

第10条 理事は、再任を妨げない。ただし、第14条第1項に定める理事長としての通算任期を除いて、通算3期を超えることができない。

2 監事は、再任を妨げない。ただし、通算2期を超えることができない。

(中略)

(役員の任期)

第10条 理事は、再任を妨げない。ただし、第14条第1項に定める理事長としての通算任期を除いて、通算3期を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長及び副理事長は、前項に定める理事の通算任期から、第14条に定める理事長及び副理事長としての通算任期を除くが、通算6期を超えることができない。

3 監事は、再任を妨げない。ただし、通算2期を超えることができない。

第2章 代議員の選任

第1節 総則

(適用)

第16条 本会の代議員は、本会の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任する。

第2節 代議員の選任

(選挙管理委員会)

第17条 代議員の選挙(以下、選挙と略記)を管理するため、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、正会員の中から、理事長が、第18条に定める選挙区について、それぞれ1名ずつ委嘱する。

3 選挙管理委員会の委員長は、委員の中から理事長が委嘱する。

(選挙区及び選挙区別の定数)

第18条 選挙区は、別表のとおりとする。

2 各選挙区における代議員の定数は、選挙のつど、理事会が決定し、選挙管理委員会は、これを第19条に定める有権者に公告する。

3 前項に定める公告は、第24条に定める選挙の公告と同時にを行うものとする。

(有権者)

第19条 有権者は、選挙が行われる前年の8月31日の午後5時(必着)までに、当該会計年度までの会費の全額が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した正会員とする。準会員、特別会員、名誉会員及び本会会費規則第2条ただし書の規定により会費の納入を免除された正会員は、有権者にならない。

2 前項の規定にかかわらず、8月31日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ入金の期日を繰り上げるものとする。

(有権者の所属する選挙区)

2 各選挙区における代議員の定数は、選挙のつど、理事会が決定し、選挙管理委員会は、これを第19条に定める有権者に公告する。ただし、各選挙区において、それぞれ女性のみが立候補できる選挙区(以下、女性選挙区と略記)を設け、他の選挙区(以下、一般選挙区と略記)とは別に選挙を行う。

3 各選挙区の定数の合計は400名以内とし、うち女性選挙区の定数の合計は50名以内とする。

4 第2項に定める公告は、第24条に定める選挙の公告と同時にを行うものとする。

第19条 有権者は、正会員とする。準会員、特別会員、名誉会員及び本会会費規則第2条ただし書の規定により会費の納入を免除された正会員並びに定款第10条第1項により資格を喪失した正会員は、有権者にならない。

【削除】

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則 変更案

現行

変更点(____)

第 20 条 有権者の所属する選挙区は、選挙が行われる前年の6月1日現在の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者は居住地による。

(有権者名簿)

第 21 条 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の6月1日の午後5時(必着)までに、当該会計年度までの会費の全額が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した正会員について、それぞれ選挙区ごとの第1次有権者名簿を作成し、選挙が行われる前年の7月31日までに会員に通知する。

2 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の6月2日から8月31日の午後5時(必着)までの間に、当該会計年度までの会費の全額が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した正会員について、それぞれ選挙区ごとの第2次有権者名簿を作成し、選挙が行われる前年の10月15日までに有権者に通知する。

3 前2項の規定にかかわらず、6月1日又は8月31日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ入金の期日を繰り上げるものとする。

(有権者名簿に対する異議)

第 22 条 有権者は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、第1次有権者名簿については8月31日までに、第2次有権者名簿については10月31日までに、選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。ただし、本項に定める期日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ本項に定める期日を繰り上げるものとする。

2 前項の異議の申立は、異議の内容を明記し、かつ、自筆によって署名押印した文書をもって、前項に定める期日の午後5時までに必ず到着するよう、書留郵便によって、異議を申し立てた有権者本人が行わなければならぬ。その他の方法による異議の申立は、これを受理しない。

3 選挙管理委員会は、異議が正当であると認めたときは、有権者名簿を訂正し、その旨を必要な範囲において、有権者に通知しなければならない。

4 選挙管理委員会は、異議が正当でないと認めたときは、異議を申し立てた有権者本人に、その旨を通知しなければならない。

5 前項の規定によって、異議が正当でない旨を有権者本人に通知した後は、同一の内容にかかわる異議の申立は、これを受理しない。

(選挙管理委員会による有権者名簿の訂正)

第 23 条 選挙管理委員会は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、有権者名簿を訂正し、その旨を必要な範囲において、有権者に通知しなければならない。

(選挙の公告)

第 24 条 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の11月20日までに、有権者に対して、文書によって選挙を実施することを公告しなければならない。

(候補者)

第 20 条 有権者の所属する選挙区は、選挙が行われる年の6月1日現在の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者は居住地による。

第 21 条 選挙管理委員会は、選挙が行われる年の6月1日時点の正会員について、それぞれ選挙区ごとの有権者名簿を作成し、選挙が行われる年の6月30日までに会員に通知する。

【削除】

【削除】

第 22 条 有権者は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、7月31日までに、選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。ただし、本項に定める期日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ本項に定める期日を繰り上げるものとする。

2 前項の異議の申立は、異議の内容を明記し、かつ、自筆によって署名押印した文書をもって、前項に定める期日の正午までに必ず到着するよう、書留郵便によって、異議を申し立てた有権者本人が行わなければならぬ。その他の方法による異議の申立は、これを受理しない。

第 24 条 選挙管理委員会は、選挙が行われる年の9月10日までに、有権者に対して、文書によって選挙を実施することを公告しなければならない。

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則 変更案

現行

変更点(____)

第 25 条 有権者は、代議員候補者(以下、候補者と略記)になることができる。

2 候補者になろうとする者は、選挙の公告があつた日からあらかじめ選挙管理委員会が定めた日の午後5時までに必ず到着するよう、書留郵便によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、引き続いて2回、社員総会に出席せず、かつ、議決権を行使しなかつた代議員は、その任期満了に伴う次期の選挙においては、候補者になることができない。

(候補者の推薦)

第 26 条 有権者は、別の有権者を候補者として推薦することができる。

2 有権者が候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ推薦しようとする者の承諾を得て、前条第2項に定める期間に必ず到着するよう、書留郵便によって、有権者5名連署の上、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、引き続いて2回、社員総会に出席せず、かつ、議決権を行使しなかつた代議員は、その任期満了に伴う次期の選挙においては、候補者として有権者の推薦を受けることができない。

(候補者の届出事項)

第 27 条 前2条のそれぞれ第2項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、候補者の住所、氏名及び生年月日を記載しなければならない。

2 前条第2項に定める届出には、前項に定める事項のほか、候補者を推薦しようとする有権者の住所を記載しなければならない。

3 前2条のそれぞれ第2項に定める届出には、別に代議員選挙広報に掲載するための経歴及び抱負を記載した書面を添付することができる。

(選挙広報)

第 28 条 選挙管理委員会は、選挙期間中、候補者の氏名、経歴及び抱負を掲載した代議員選挙広報を、1回、発行する。

2 選挙管理委員会は、別に、代議員選挙広報に掲載するための候補者の氏名、経歴及び抱負の記載方法の細目を定め、これを公告する。

(選挙の期日)

第 29 条 選挙の期日は、1月15日とする。ただし、選挙が行われる年の1月15日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ選挙の期日を繰り上げるものとする。

(投票)

第 30 条 投票は、有権者1名につき1票とする。

(投票の方法)

第 31 条 有権者は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に、候補者1名の氏名を自書し、これを選挙の期日の午後5時までに必ず到着するよう、直接、選挙管理委員会あてに郵送するものとする。

2 投票は、無記名投票とする。

2 候補者になろうとする者は、選挙の公告があつた日からあらかじめ選挙管理委員会が定めた日の正午までに必ず到着するよう、書留郵便によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 31 条 有権者は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に、候補者1名の氏名を自書し、これを選挙の期日の正午までに必ず到着するよう、直接、選挙管理委員会あてに郵送するものとする。

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則 変更案

現行

変更点(____)

3 前2項に定める投票は、インターネットを介するもので代替することができる。

(開票)

第32条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

2 選挙区ごとに作成された得票集計表には、開票を行った選挙管理委員がこれに署名しなければならない。

(投票の無効)

第33条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- 1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
- 2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。
- 3) 2名以上の氏名を記載したもの。
- 4) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称等を記入したものは有効とする。
- 5) 記載した氏名を確認できないもの。
- 6) 選挙の期日までに到着しなかったもの。

(当選の決定)

第34条 代議員は、選挙区ごとに、得票数の最も多かつた者から、順次、第18条第2項に定める定数までの候補者を当選者とする。

2 得票数が同数の候補者があるときは、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。

3 選挙管理委員会は、選挙の結果を、速やかに公告す
(無投票の選任)

第35条 候補者の数がその選挙区の代議員の定数を超えない選挙区においては、投票を行うことなく、候補者を当選者とする。

(補欠選挙)

第36条 選挙において、候補者の数がその選挙区の代議員の定数を満たさない選挙区では、補欠選挙を行うことができる。

(補欠選挙の公告)

第37条 前条の規定により補欠選挙を行う場合、選挙管理委員会は、補欠選挙を行う年の11月10日までに、有権者に対して、文書によって補欠選挙を実施することを公告しなければならない。

(補欠選挙候補者)

第38条 第34条による選挙に当選していない有権者は、所属する選挙区の補欠選挙の候補者(以下、補欠選挙候補者と略記)になることができる。

2 補欠選挙候補者になろうとする者は、補欠選挙の公告があった日からあらかじめ選挙管理委員会が定めた日の正午までに必ず到着するよう、書留郵便によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、引き続いて2回、社員総会に出席せず、かつ、議決権行使しなかつた代議員は、その任期満了に伴う次期の補欠選挙においては、候補者になることができない。

(補欠選挙候補者の推薦)

第39条 有権者は、別の有権者を補欠選挙候補者として推薦することができる。

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則 変更案

現行

変更点(____)

2 有権者が補欠選挙候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ推薦しようとする者の承諾を得て、前条第2項に定める期間に必ず到着するよう、書留郵便によって、有権者5名連署の上、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、引き続いて2回、社員総会に出席せず、かつ、議決権を行使しなかつた代議員は、その任期満了に伴う次期の補欠選挙においては、補欠選挙候補者として有権者の推薦を受けることができない。

(補欠候補者の届出事項)

第40条 前2条のそれぞれ第2項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、候補者の住所、氏名及び生年月日を記載しなければならない。

2 前条第2項に定める届出には、前項に定める事項のほか、候補者を推薦しようとする有権者の住所を記載しなければならない。

3 前2条のそれぞれ第2項に定める届出には、別に代議員補欠選挙広報に掲載するための経歴及び抱負を記載した書面を添付することができる。

(補欠選挙広報)

第41条 選挙管理委員会は、補欠選挙期間中、補欠選挙候補者の氏名、経歴及び抱負を掲載した代議員補欠選挙広報を、1回、発行する。

2 選挙管理委員会は、別に、代議員補欠選挙広報に掲載するための補欠選挙候補者の氏名、経歴及び抱負の記載方法の細目を定め、これを公告する。

(補欠選挙の期日)

第42条 補欠選挙の期日は、1月15日とする。ただし、補欠選挙が行われる年の1月15日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ補欠選挙の期日を繰り上げるものとする。

(補欠選挙の投票及び開票並びに当選の決定)

第43条 補欠選挙の投票及び開票並びに当選の決定には、第30条から第35条までの規定を準用する。

第44条 代議員の任期は、選挙が行われた翌年の2月1日に始まり、その翌々年の1月31日に終わる。

【削除】

第45条 選挙が行われた翌年の定期社員総会の前日までに代議員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、欠員を生じた選挙区における次点者を、代議員として補充することができる。

(代議員の任期)

第36条 代議員の任期は、その当選が決定した日に始まり、次の選挙において代議員が決定する前に終わる。

2 前条の規定によって当選者となった者の任期は、前項の規定を準用する。

(欠員の補充)

第37条 選挙が行われた翌年の通常総会の前日までに代議員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、欠員を生じた選挙区における次点者を、代議員として補充することができる。

2 前項の規定によって代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公告する。

(選挙区の変更)

第38条 代議員が所属する選挙区から移動したことによって、その選挙区に生じた代議員数の減少については、その補充を行わない。

(選挙の疑義)

第46条 (条文は同じ)

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則 変更案

現行

変更点(____)

第39条 代議員の選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の決議によって決定する。

第47条 代議員の選挙及び補欠選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の決議によって決定する。
(女性枠選挙の公告)

第48条 女性選挙区は、一般選挙区とは別に選挙を実施する。

2 本会に女性として性別を登録している有権者は、女性選挙区の候補者(以下、女性選挙区候補者と略記)になることができる。ただし、同一任期にかかる一般選挙区における選挙の当選者は、女性選挙区候補者になることができない。

3 前項のほか、女性選挙区にかかる選挙は、第17条から第35条及び第44条から前条の規定について、別表のとおり読み替えて実施するものとする。ただし、第36条から第43条までの規定による補欠選挙は実施しないものとする。

第3章 会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の選任

(以下、省略)

【現行の第40条を第49条に変更し、以下、条数を繰り下げる。】

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員は、社団法人日本外科学会の役員と同一とする。この場合、第10条にかかわらず、役員の通算任期は、社団法人日本外科学会の役員の通算任期を継承し、監事は、通算2期まで再任されるものとする。

3 この規則は、平成25年4月10日から変更する。

4 この規則は、平成26年4月2日から変更する。

5 この規則は、平成29年4月26日から変更する。

6 この規則は、平成30年4月4日から変更する。

7 この規則は、令和元年11月26日から変更する。

8 この規則は、令和2年4月15日から変更する。

9 この規則は、令和5年4月26日から変更する。

10 この規則は、令和7年4月9日から変更する。

別表: 読替規定

| 読み替えられる規定 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|-----------|------------------|--------------------------|
| 第20条 | 「選挙が行われた年」 | 「選挙が行われた前年」 |
| 第21条第1項 | 「選挙が行われた年」 | 「選挙が行われた前年」 |
| 第24条 | 「選挙が行われる年の9月10日」 | 「選挙が行われる前年の11月10日」 |
| 第25条第1項 | 「有権者」 | 「第34条による選挙に当選していない有権者」 |
| 第26条第1項 | 「別の有権者」 | 「別の第35条による選挙に当選していない有権者」 |
| 第29条 | 「10月31日」 | 「1月15日」 |
| 第44条 | 「選挙が行われた翌年」 | 「選挙が行われた年」 |
| 第45条第1項 | 「選挙が行われた翌年」 | 「選挙が行われた年」 |

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

第1章 総則

(施行)

第1条 この法人（以下、本会と略記）は、本会外科専門医制度を施行する。

(目的)

第2条 本会外科専門医制度は、医の倫理を体得し、かつ、高度の外科専門的知識と技術を修得した外科専門医（以下、専門医と略記）を育成し、もって国民医療の向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、専門医を認定する業務を行うとともに、より高度の外科医を育成するための諸制度を検討する。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、専門医（ただし、本会外科専門医制度における外科専門医に限る、以下同じ）の認定に関する業務を行うとともに、より高度の外科医を育成するための諸制度を検討する。

2 日本専門医機構との協働による専門医制度に関する業務については、日本専門医機構との契約の下で別に定める規則に基づき運用する。

第2章 専門医制度委員会

(設置)

第4条 本会に、前条の業務を管掌するため、専門医制度委員会を置く。

(構成及び運営)

第5条 専門医制度委員会の構成及び運営については、別に定める。

第3章 専門医

第1節 外科臨床修練及び予備試験

(外科臨床修練)

第6条 医師法で規定された卒後初期臨床研修（以下、卒後初期臨床研修と略記）を平成27年度までに開始し、かつ、初めて専門医になろうとする者（以下、修練医と略記）は、別に定める規定によって指定された本会外科専門医制度修練施設（以下、指定施設と略記）又は関連施設において、別に定める外科臨床修練（以下、修練と略記）を行わなければならない。

【第6条は削除】

(予備試験)

第7条 修練医は、前条に定める修練の開始登録（以下、修練開始登録と略記）を申請した日から満4年以上を経過した後に、別に定める予備試験を受験し、かつ、これに合格した後に、専門医の認定を申請することができる。

2 予備試験を受験しようとする者（以下、予備試験受験者と略記）は、別に定める受験申請書類を提出し、別に定める予備試験受験料を納付する。ただし、既納の予備試験受験料は、いかなる理由があつても返還しない。

3 予備試験は、別に定める予備試験委員会が行う。

第7条は令和8年1月31日をもって廃止（第42条第項）

(修練実施計画)

第8条 修練医の修練実施計画は、次の各号の大綱に基づいて、指導責任者が編成しなければならぬ

【第8条はすべて削除】

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

- 1) 指定施設、関連施設、指定施設の指定を申請する診療施設（以下、指定申請施設と略記）及び関連施設の指定を申請する診療施設（以下、関連申請施設と略記）における通算5年以上の修練の内容を具体的に明記すること。
 - 2) 医の倫理に基づいた患者と医師の人間関係の確立を志向する修練を行わせること。
 - 3) 外科学及び外科診療を含む医学と医療全般の進歩に即応できるための生涯学習を志向する修練を行わせること。
 - 4) 外科診療技術のうち、診断に必要とされる基本的検査の実施と成績判定、患者の全身管理に必要とされる栄養、代謝、輸血及び輸液並びに感染対策、周術期及び外傷の管理に必要とされる検査及び処置並びに麻酔の手技などを修得させ、それらを実施できる水準に到達させること。
 - 5) 別に定める基本的手術手技を修得させ、それらを術者として実施できる水準に到達させること。
 - 6) 救急医療及び集中治療の基本的手技を修得させ、それらに従事できる水準に到達させること。
- 2 前項第2号から第6号までの修練については、その指導に当たる指導医の氏名を、各号ごとに明記しなければならない。
- 3 修練実施計画は、指導責任者の指示によって、変更することを妨げない。

第2節 専門医の認定

(初回認定申請者)

第9条 卒後初期臨床研修を平成27年度までに開始し、かつ、初めて専門医の認定を申請する者（以下、初回認定申請者と略記）は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。
- 2) 申請時において、本会の会員（以下、会員と略記）であること。
- 3) 申請時において、修練開始登録を申請した後、通算5年以上、修練を行った者であること。
- 4) 申請時において、前条の修練実施計画を修了したこと。
- 5) 申請時において、第7条の予備試験に合格した者であること。
- 6) 申請時において、別に定める診療経験及び業績を有する者であること。ただし、修練開始登録を申請した期日よりも前の診療経験又は業績は、本号の診療経験又は業績として算定することができない。
- 7) 前号の規定にかかわらず、別に定める規定によって修練開始登録の申請を卒後初期臨床研修の開始時に行ったとみなされた者は、卒後初期臨床研修の期間中の臨床経験又は業績を、前号の診療経験又は業績として算定することができる。

第9条は令和9年1月31日をもって廃止（第42条第4項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

2 前年度までに審査を受けたにもかかわらず専門医として認定されなかった者又は専門医の資格を喪失した者であって、改めて専門医の認定を申請する者には、前項の規定を準用する。

3 初回認定申請者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(更新認定申請者)

第10条 更新のため専門医の認定を申請する者（以下、更新認定申請者と略記）は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。

2) 申請時において、専門医であること。

3) 申請時において、過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。

4) 申請時において、過去5年の間に、別に定める診療経験を有する者であること。

2 更新認定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 前2項の規定にかかわらず、本会と緊密な関連を有する外科分科領域専門医（以下、関連外科専門医と略記）の資格を有する更新認定申請者は、申請書類の提出及び申請手数料の納付を割愛するため、別に定める申請を行うことができる。

(特例更新認定申請者)

第11条 第9条第2項の規定にかかわらず、専門医の資格を喪失した者のうち、前条第2項の申請を行わなかつたために資格を喪失した者であって、かつ、資格喪失後、1年以内に専門医の認定を申請する者（以下、特例更新認定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。

2) 専門医であったことを専門医認定証によって証明できるものであること。

3) 過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。

4) 過去5年の間に、別に定める診療経験を有する者であること。

(移行認定申請者)

第12条 申請時において、過去5年の間に、別に定める診療経験を有する本会認定登録医（以下、認定登録医と略記）は、移行のため専門医の認定を申請することができる。

第11条 第9条第2項の規定にかかわらず、専門医の資格を喪失した者のうち、前条第2項の申請を行わなかつたために資格を喪失した者であって、かつ、資格喪失後、1年以内に専門医の認定を申請する者

（以下、特例更新認定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

2 前項の規定によって専門医の認定を申請する者

(以下、移行認定申請者と略記)は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(認定)

第13条 専門医の認定の業務は、別に定める専門医認定委員会(以下、認定委員会と略記)が行う。

2 認定委員会は、初回認定申請者については、毎年1回、別に定める申請書類及び面接試験によって審査を行い、専門医として必要な条件を満足する者を、専門医として認定する。

3 認定委員会は、更新認定申請者及び特例更新認定申請者並びに移行認定申請者については、毎年1回、別に定める申請書類及び別に定める規定によって審査を行い、専門医として必要な条件を満足する者を、専門医として認定する。

4 認定委員会は、申請書類に虚偽の記載があると認められたときは、専門医制度委員会及び本会理事会(以下、理事会と略記)の決議を経て、専門医として認定しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

5 認定委員会は、前項によって専門医として認定しなかったときは、その者の指導責任者及び所属する施設の長に、その旨を通告する。

6 本条第4項の申請書類には、別に定める病歴抄録を含むものとする。

7 専門医として認定された者は、本会理事長(以下、理事長と略記)が定めた期日までに、別に定める認定料を納付しなければならない。ただし、既納の認定料は、いかなる理由があっても返還しない。

(認定証)

第14条 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会が専門医として認定した者に対して、専門医認定証を交付する。

2 専門医認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第15条の規定によって専門医の資格を喪失したときは、専門医認定証の有効期間は、専門医の資格を喪失した日に終わる。

3 前項の規定にかかわらず、関連外科専門医の資格を有する場合は、専門医認定証の有効期間を、関連外科専門医の認定証の有効期間まで延長することができる。ただし、関連外科専門医の資格を喪失したときは、専門医認定証の有効期間は、関連外科専門医の資格を喪失した日に終わる。

4 理事長は、前項の規定に従って専門医認定証の有効期間を延長したときは、延長通知書を発行する。

5 専門医の英文名称はBoard Certified Surgeonとし、本人の請求によって、英文の専門医認定証を、別に交付されることができる。本条第2項の規定は、英文の専門医認定証の有効期間の場合に準用する。

(資格の喪失)

第13条第2項は令和9年1月31日をもって廃止(第42条第4項)

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

第15条 専門医は、次の各号の理由により、認定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第16条の定めるところによる。

- 1) 理事長が定めた期日までに認定料を納付しなかったとき。
- 2) 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。
- 3) 専門医の認定を取り消されたとき。
- 4) 本会定款第8条第2項の規定によって退会し、又は同第9条の規定によって除名となり、若しくは同第10条の規定によって会員としての資格を喪失したとき。
- 5) 日本国の医師免許を喪失し、又は返上し、若しくは剥奪されたとき。
- 6) 専門医認定証の交付の日から満5年間を経て、改めて専門医の認定を受けなかったとき。

(資格の取消)

第16条 専門医に専門医としてふさわしくない行為があったとき、又は専門医として不適当と認められたときは、認定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、専門医の認定を取り消すことができる。この場合、その専門医に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 認定登録医

(認定登録医の登録)

第17条 認定委員会は、第10条第1項の規定にかかわらず、同第1号から第3号までの資格を満足する更新認定申請者については、別に定める規定により、認定登録医として登録することができる。

2 認定登録医として登録された者は、理事長が定めた期日までに、別に定める登録料を納付しなければならない。ただし、既納の登録料は、いかなる理由があっても返還しない。

(更新登録申請者)

第18条 更新のため認定登録医の登録を申請する者（以下、更新登録申請者と略記）は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。
- 2) 申請時において、認定登録医であること。
- 3) 申請時において、過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。

2 更新登録申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(更新登録)

第19条 認定登録医の更新登録の業務は、認定委員会が行う。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

2 認定委員会は、更新登録申請者については、毎年

1回、別に定める申請書類及び別に定める規定によって審査を行い、認定登録医として必要な条件を満足する者を、認定登録医として登録する。

3 認定委員会は、更新登録申請書類に虚偽の記載があると認められたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、認定登録医として登録しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

4 認定委員会は、前項によって更新登録申請者を認定登録医として登録しなかったときは、その者の所属する施設の長に、その旨を通告する。

5 本条第2項によって認定登録医として登録された者の登録料は、第17条第2項の規定を準用する。

(登録証)

第20条 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会が認定登録医として登録した者に対して、認定登録医登録証を交付する。

2 認定登録医登録証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第21条の規定によって認定登録医の資格を喪失したときは、認定登録医登録証の有効期間は、認定登録医の資格を喪失した日に終わる。

(資格の喪失)

第21条 認定登録医は、次の各号の理由により、認定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第22条の定めるところによる。

1) 理事長が定めた期日までに登録料を納付しなかったとき。

2) 正当な理由を付して認定登録医としての資格を辞退したとき。

3) 認定登録医の登録を取り消されたとき。

4) 本会定款第8条第2項の規定によって退会し、又は同第9条の規定によって除名となり、若しくは同第10条の規定によって会員としての資格を喪失したとき。

5) 日本国の医師免許を喪失し、又は返上し、若しくは剥奪されたとき。

6) 認定登録医登録証の交付の日から満5年間を経て、改めて認定登録医の登録を受けなかったとき。

(資格の取消)

第22条 認定登録医に認定登録医としてふさわしくない行為があったときは、又は認定登録医として不適当と認められたときは、認定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、認定登録医の登録を取り消すことができる。この場合、その認定登録医に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 指導医

(初回選定申請者)

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

第23条 初めて指導医の選定を申請する者（以下、初回選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要す

- 1) 専門医又は認定登録医であること。
- 2) 引き続き10年以上、会員であり、かつ、外科診療及び外科に関する研究に従事している者であること。
- 3) 専門医又は従前の社団法人日本外科学会認定医制度規則によって認定された認定医（以下、認定医と略記）として認定を受けた後、通算10年以上、指定施設又は関連施設に勤務し、外科診療に従事した者であること。
- 4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別刷又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
- 5) 別に定める診療経験を有する者であること。

2 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指導医として選定されなかった者又は指導医の資格を喪失し、若しくは取り消された者であって、かつ、改めて指導医の選定を申請する者には、前項の規定を準用する。ただし、指導医の資格を喪失した者のうち、第24条第2項の申請を行わなかったために資格を喪失した者であって、かつ、資格喪失後、2年以内に指導医の選定を申請する者は、本項の規定にかかるず、申請時において、第25条第1項各号の資格をすべて満足するものであることを要する。

3 初回選定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(更新選定申請者)

第24条 更新のため指導医の選定を申請する者（以下、更新選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 指導医であること。
- 2) 専門医又は認定登録医であること。
- 3) 指定施設又は関連施設に勤務している者であること。
- 4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別刷又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
- 5) 別に定める診療経験を有する者であること。

2 更新選定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(特例更新選定申請者)

第25条 第23条第2項ただし書の規定によって指導医の選定を申請する者（以下、特例更新選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 指導医であったことを指導医選定証によって証明できる者であること。
- 2) 専門医又は認定登録医であること。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

3) 指定施設又は関連施設に勤務している者であること。

4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別冊又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。

5) 別に定める診療経験を有する者であること。

2 特例更新選定申請者は、別に定める申請書類を提出し、別に定める申請手数料を納付する。ただし、既納の申請手数料はいかなる理由があつても返還しない。
(選定)

第26条 指導医の選定の業務は、別に定める指導医選定委員会（以下、選定委員会と略記）が行う。

2 選定委員会は、初回選定申請者及び更新選定申請者並びに特例更新申請者について、毎年1回、別に定める申請書類によって審査を行い、指導医として必要な条件を満足する者を、指導医として選定する。ただし、選定委員会は、その必要があると認めた場合は、その他の方法による審査を併せて行うことができる。

3 選定委員会は、申請書類に虚偽の記載があると認めたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議を経て、指導医として選定しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

4 前項によって指導医として選定されなかつた者は、その日から3年間、指導医の選定を申請することができない。

5 選定委員会は、本条第3項の規定によって選定申請者を指導医として選定しなかつたときは、その者の所属する施設の長に、その旨を通告する。

6 指導医として選定された者は、理事長が定めた期日までに、別に定める選定料を納付しなければならない。ただし、既納の選定料はいかなる理由があつても返還しない。
(選定証)

第27条 理事長は、理事会の決議を経て、選定委員会が指導医として選定した者に対して、指導医選定証を交付する。指導医選定証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第28条の規定によって指導医の資格を喪失したときは、指導医選定証の有効期間は、指導医の資格を喪失した日に終わる。

(資格の喪失)

第28条 指導医は、次の各号の理由により、選定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第29条の定めるところによる。

- 1) 理事長が定めた期日までに選定料を納付しなかつたとき。
- 2) 正当な理由を付して指導医としての資格を辞退したとき。
- 3) 指導医の選定を取り消されたとき。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

4) 専門医の認定又は認定登録医の登録を取り消されたとき.

5) 指導医選定証の交付の日から満5年間を経て、改めて指導医の選定を受けなかったとき.

(資格の取消)

第29条 指導医に指導医としてふさわしくない行為があったとき、又は指導医として不適当と認められたときは、選定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、指導医としての資格を取り消すことができる。この場合、その指導医に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならぬ。

第6章 指定施設及び関連施設

(指定申請施設)

第30条 指定施設の指定を申請する診療施設（以下、指定申請施設と略記）は、次の各号の条件をすべて満足する診療施設であることを要する。

- 1) 外科系病床として常時30床を有していること。
- 2) 1名以上の指導医及び2名以上の専門医又は認定登録医が常勤していること。
- 3) 指導医の中から定められた指導責任者のもとに充分な指導体制がとられ、かつ、年間150例以上の外科の手術症例数を有していること。
- 4) 修練実施計画が編成され、かつ、これに基づく修練が可能であること。
- 5) 中央検査室及び中央図書室を有するか、それに相当する体制があること。
- 6) 病歴の記載及び整理が完備していること。
- 7) 剖検室を有するか、それに相当する剖検の体制があること。
- 8) 他科との総合カンファレンス及び合併症例又は死亡例に関する合同カンファレンスなどの教育行事が定期的に開催され、かつ、その記録が整備されていること。

2 修練評価体制が整備されている指定申請施設は、別に定める申請書類を提出する。

3 本条第1項第4号の修練実施計画には、指定施設及び関連施設を合わせて、修練を行わせることのできる医師の年次別最大数を明記しなければならない。

4 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指定施設として指定されなかった診療施設又は指定施設の資格を喪失した診療施設であって、改めて指定施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。

5 指定申請施設は、修練の一部を行わせるために必要があるときは、第31条に定める条件をすべて満足する診療施設を関連施設として、承諾することができる。

(関連申請施設)

第31条 関連施設の指定を申請する診療施設（以下、関連申請施設と略記）は、次の各号の条件をすべて満足する診療施設であることを要する。

- 1) 指定施設の指導責任者が関連施設として必要と認めていること。

第30条～第37条は令和8年1月31日をもって廃止（第42条第2項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

2) 指定施設の指導責任者から関連施設の指定を受けることに関する承諾を得ていること。

3) 指導医、外科専門医更新を1回以上経た外科専門医（以下、専門研修指導医と略記）、関連外科専門医又は本会と緊密な関連を有する外科分科領域の学会の認定した指導医（以下、関連外科指導医と略記）が1名以上常勤していること。なお、関連外科専門医及び関連外科指導医は本会会員であること。

4) 前号の中から定められた指導責任者のもとに充分な指導体制がとられ、かつ、年間50例以上の外科の手術症例数を有していること。

5) 指定施設の指導責任者の編成した修練実施計画に基づく修練の一部を行わせることが可能であるこ

2 関連申請施設は、別に定める申請書類を提出する。

3 前年度までに審査を受けたにもかかわらず関連施設として指定されなかった診療施設又は関連施設の資格を喪失した診療施設であって、改めて関連施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。

4 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指定施設として指定されなかった診療施設又は指定施設の資格を喪失した診療施設であって、関連施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。

(指定)

第32条 指定施設及び関連施設の指定の業務は、別に定める指定施設指定委員会（以下、指定委員会と略記）が行う。

2 指定委員会は、指定施設については、毎年1回、別に定める申請書類によって審査を行い、指定施設として必要な条件を満足する施設を、指定施設として指定する。

3 指定委員会は、関連施設については、毎年1回、別に定める申請書類によって審査を行い、関連施設として必要な条件を満足する施設を、関連施設として指定する。

4 指定委員会は、本条第3項にかかわらず、そのつど、別に定める申請書類によって審査を行い、関連施設としてふさわしい施設を、関連施設として暫定的に指定（以下、仮指定と略記）することができる。

5 指定委員会は、前項によって関連施設として仮指定された診療施設が、仮指定の有効期間が終了した後、仮指定の有効期間中に、次の各号の条件をすべて満足していたことを確認した場合は、仮指定の有効期間を、関連施設証の有効期間に加算することができる。

1) 指導医、専門研修指導医、関連外科専門医又は関連外科指導医が1名以上常勤していたこと。なお、関連外科専門医及び関連外科指導医は本会会員であること。

2) 前号の中から定められた指導責任者のもとに充分な指導体制がとられ、かつ、週1例以上の外科の手術症例数を有していたこと。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

3) 1名以上の修練医が、指定施設の指導責任者の編成した修練実施計画に基づく修練の一部を行ったこと。

4) その他指定委員会が必要と認めた条件を充たしたこと。

(指定施設の報告)

第33条 指定施設は、毎年8月31日までに、次の各号の事項を、指定委員会に報告しなければならない。

1) 名称

2) 住所、連絡先

3) 勤務医師名簿

4) 指導体制

5) その他指定委員会が必要と認めた事項

(指定証)

第34条 理事長は、理事会の決議を経て、指定委員会が指定施設として指定した指定申請施設に対して、指定施設証を交付する。

2 指定施設証の有効期間は、交付の日から3年とする。ただし、第36条第1項の規定によって指定施設の資格を喪失したときは、指定施設証の有効期間は、指定施設の資格を喪失した日に終わる。

(関連証)

第35条 理事長は、理事会の決議を経て、指定委員会が関連施設として指定した関連申請施設に対して、関連施設証を交付する。

2 関連施設証の有効期間は、交付の日から1年とする。ただし、関連施設の指定を受けることに関する承諾した指導責任者の属する指定施設が、第36条第1項の規定によって指定施設の資格を喪失したときは、当該関連施設の関連施設証の有効期間は、当該指定施設の資格を喪失した日に終わる。

(資格の喪失)

第36条 指定施設は、次の各号の理由により、指定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、本項第3号の場合については第37条第1項の定めるところによる。

1) 第30条第1項各号の条件のいずれかを満足しなくなったとき。

2) 正当な理由を付して指定施設としての資格を辞退したとき。

3) 指定施設の指定を取り消されたとき。

4) 指定施設証の交付の日から満3年間を経て、改めて指定施設の指定を受けなかったとき。

2 前項第1号に該当するときは、当該指定施設の指導責任者は、直ちに指定委員会に届け出なければならない。

3 関連施設は、次の各号の理由により、指定委員会の決議を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、本項第4号の場合については第37条第2項の定めるところによる。

1) 第31条第1項各号の条件のいずれかを満足しなくなったとき。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

- 2) 関連施設の指定を受けることに関する承諾した指導責任者の属する指定施設が、本条第1項の規定によって資格を喪失したとき。
- 3) 正当な理由を付して関連施設としての資格を辞退したとき。
- 4) 関連施設の指定を取り消されたとき。
- 5) 関連施設証の交付の日から満1年間を経て、有効期間が終了した後、改めて関連施設の指定を受けなかったとき。

(資格の取消)

第37条 指定施設に指定施設として不適当と認められる理由のあったときは、指定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、指定施設の指定を取り消すことができる。この場合、その指定施設の指導責任者又はその代理人に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

2 関連施設に関連施設として不適当と認められる理由のあったときは、指定委員会、専門医制度委員会及び理事会の決議によって、関連施設の指定を取り消すことができる。この場合、その関連施設の指導責任者又はその代理人に対し、理事会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第7章 規則の変更及び廃止

(規則の変更)

第38条 この規則は、専門医制度委員会及び理事会の決議を経、かつ、社員総会の決議を受けて変更することができる。

(規則の廃止)

第39条 この規則は、専門医制度委員会及び理事会の決議を経、かつ、社員総会の決議を受けて廃止することができる。

第8章 補則

(補則)

第40条 この規則を施行するために必要な事項は、別に定める。

(会員への公告)

第41条 この規則の施行に関して、理事長又は理事会若しくは当該委員会によって決定された事項は、機関誌又は会告によって会員に公告する。

(経過措置)

第42条 従前の社団法人日本外科学会認定医制度規則の廃止（平成19年2月27日廃止）にかかわらず、認定医の認定医認定証は、その有効期間にかかわらず、終身にわたって有効とする。ただし、本会定款第10条の規定によって会員としての資格を喪失したときは、認定医認定証の有効期間は、会員の資格を喪失した日に終わる。

2 本会は、令和8年1月31日をもって、予備試験の業務を終えて、第7条を廃止する。

3 本会は、令和8年12月31日をもって、指定施設及び関連施設の指定を終えて、第30条から第37条を廃止する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度規則 変更案

現行

変更点(____)

4 本会は、令和9年1月31日をもって、専門医の初回認定を終えて、第9条及び第13条2項を廃止する。

(インターネットによる手続き及び申請書類の提出)

第43条 この規則に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成25年2月1日から変更する。

3 この規則は、平成25年4月10日から変更する。

4 この規則は、平成26年4月2日から変更する。

5 この規則は、平成27年4月15日から変更する。

6 この規則は、平成28年4月13日から変更する。

7 この規則は、平成29年4月26日から変更する。

8 この規則は、令和6年4月17日から変更する。

9 この規則は、令和7年4月9日から変更する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における外科専門医の認定及び認定登録医の登録に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県）

第2章 修練開始登録

第3条 修練医が修練開始登録を申請するときは、修練を行おうとする主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、修練開始登録申請書を専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 2 修練医は、前項の修練開始登録申請書を提出するときは、規則第8条の修練実施計画を添付しなければならない。
- 3 修練医は、卒後初期臨床研修を終了した年の12月末日までに修練開始登録を申請する場合に限って、前2項の規定にかかわらず、これを卒後初期臨床研修の開始時に行ったとみなすことができる。
- 4 会員が修練開始登録を申請するときは、修練開始登録申請料の納付を要しない。
- 5 会員でない者が修練開始登録を申請するときは、修練開始登録申請料として60,000円を納付しなければならない。ただし、既納の修練開始登録申請料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 6 修練医は、修練開始登録を申請した後、指定施設又は関連施設において、通算5年以上、修練を行わなければならず、かつ、規則第8条の修練実施計画を修了しなければならない。

【第3条はすべて削除】

第3章 予備試験

第4条 予備試験は、申請時において、修練開始登録を申請した日から満4年以上を経過した後でなければ、受験することができない。

- 2 予備試験受験者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、次の各号の予備試験受験申請書類を、予備試験を受けようとする年の6月10日午後5時までに必ず到着するよう、予備試験委員会に提出しなければならない。

第4条～第10条は令和8年1月31日をもって廃止（第46条第1項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

- 1) 受験願書
- 2) 履歴書

3 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を受理したときは、前項の指導責任者に対して、その予備試験受験者に予備試験の受験を許可したことを確認する。

4 予備試験委員会は、前項の許可を確認したときは、その予備試験受験者に対して、本条第2項の指導責任者が予備試験の受験を許可したことを確認したことを通知する。

5 予備試験受験者は、前項の通知を受けたときは、予備試験委員会が定めた期日までに、予備試験受験料として10,000円を納付し、かつ、本条第2項の指導責任者が受験者本人であることを押印によって承認した顔写真を予備試験委員会に提出しなければならない。

6 予備試験委員会は、毎年1回、受験申請書類及び筆記試験によって審査を行い、外科診療に必要とされる基礎的知識を臨床に応用することができ、かつ、外科診療に必要とされる検査、処置及び麻酔の手技を臨床に応用することができると判定された者を、予備試験の合格者として決定する。

7 理事長は、理事会の決議を経て、予備試験委員会が予備試験の合格者として決定した者に対して、予備試験合格証を交付する。

8 予備試験合格証は、終身にわたって有効とする。ただし、予備試験の合格者である会員が本会定款第8条第2項の規定によって退会し、又は同第9条の規定によって除名となり、若しくは同第10条の規定によって会員の資格を喪失したときは、予備試験合格証の有効期間は、それぞれ、退会した日、又は除名となった日、若しくは会員の資格を喪失した日に終わる。

9 前年度までに予備試験を受験したにもかかわらず合格しなかった者は、本条第2項から第5項の手続きを経て、改めて予備試験を受験することを妨げない。

第5条 予備試験委員会の委員長（以下、予備試験委員長と略記）及び副委員長は、認定委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

第6条 予備試験委員会は、毎年、合議によって、次の年度の予備試験の開催地及び試験場その他の要項を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第7条 予備試験委員会は、第4条第2項の期日までに提出された予備試験受験申請書類について、不備のないことを確認する。

2 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を、受理した日から1年間、日本外科学会事務所（以下、事務所と略記）に保管する。

第8条 予備試験委員会は、その年度の予備試験の受験者について、予備試験受験申請書類及び筆記試験によって審査を行う。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

- 2 予備試験は、毎年8月、第4日曜日に実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、予備試験委員会の議決により、予備試験の期日を変更し、又は追加することを妨げない。
- 3 予備試験の筆記試験の試験問題は、試験問題検討委員会及び試験問題検討小委員会が作成し、専門医認定委員会が承認したものとする。
- 第9条 予備試験の業務は、予備試験受験申請が行われた年度内に完了しなければならない。
- 第10条 予備試験委員会は、公開しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、予備試験の受験者から請求があった場合は、予備試験の筆記試験の採点結果の一部を開示することができる。

第4章 専門医の審査と認定

第11条 初回認定申請者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、審査を受けようとする年の6月10日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、初回認定申請書類と略記）を認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 初回認定申請書
- 2) 履歴書（修練開始登録年月日を含む）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 指定施設の指導責任者の発行した修練実施計画の修了証明書
- 5) 予備試験合格証（写）
- 6) 診療経験一覧表及び業績目録

2 認定委員会は、前項の初回認定申請書類を受理したときは、前項第4号の指導責任者に対して、その初回認定申請者に面接試験の受験を許可したことを確認する。

3 認定委員会は、前項の許可を確認したときは、その初回認定申請者に対して、本条第1項第4号の指導責任者が面接試験の受験を許可したことを確認したことを通知する。

4 初回認定申請者は、前項の通知を受けたときは、認定委員会が定めた期日までに、初回申請手数料として20,000円を納付し、かつ、本条第1項第4号の指導責任者が初回認定申請者本人であることを押印によって承認した顔写真及び業績の証拠資料を認定委員会に提出しなければならない。

第12条 初回認定申請者は、申請時において、次の各号の修練の実績を有していなければならない。

- 1) 診療経験
修練開始登録を申請した後に、本号に定めるすべての手術例数を含み、かつ、別に定める350例以上の手術に従事し、そのうち術者として120例以上の手術を行っていること。ただし、専門医制度委員会が定めた講習受講単位をもって、手術例数に読み替えることができる。
 - イ) 消化管及び腹部内臓 50例
 - ロ) 乳腺 10例
 - ハ) 呼吸器 10例
 - ニ) 心臓及び大血管 10例

第11条～第13条は令和9年1月31日をもって廃止（第46条第2項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

- ホ) 頭蓋内血管を除く末梢血管 10例
- ヘ) 頭頸部及び体表並びに内分泌外科 10例
- ト) 小児外科 10例
- チ) 外傷 10例
- リ) 腹腔鏡及び胸腔鏡を含む内視鏡手術 10例

2) 業績

修練開始登録を申請した後に、筆頭者として、学術集会又は学術刊行物に研究発表又は論文発表日本外科学会外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定をしていること。ただし、本号に定める業績は、すべて認定委員会の審査によって、適当と認められた学術集会又は学術刊行物に発表されたものでなければならない。

2 前項第1号の診療経験を証明するため、平成22年12月31日付の手術までは、手術経験と対応する病歴抄録を作成しなければならず、平成23年1月1日付の手術からは、一般社団法人National Clinical Database（以下、NCDと略記）のデータベースに、NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て、登録されていなければならない。

第13条 初回認定申請者の指導責任者は、認定委員会の要請を受けたときは、初回認定申請者についての意見書を、認定委員会に提出しなければならない。

第5章 専門医の更新の審査と認定

第14条 更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 専門医認定証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録
- 6) 診療経験一覧表

第15条 更新認定申請者は、申請時において、次の各号の診療経験及び研修実績を有していなければならない。

1) 診療経験

過去5年の間に、100例以上の手術に従事していること。

2) 研修実績

過去5年の間に、本会定期学術集会に、1回以上、出席したことと必須とし、かつ、以下に掲げるものに出席し、合計して30単位以上の研修実績を有していること。ただし、本号に定める単位は、各々の1回の出席について所定の単位を算定するものとし、かつ、すべて参加証（写）又は証明書によって出席したことを証明できるものでなければならない。

- イ) 本会定期学術集会 10単位
- ロ) 本会卒後教育セミナー 10単位

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

- ハ) 本会生涯教育セミナー 5単位
- ニ) 本会臨床研究セミナー 5単位
- ホ) 本会定期学術集会で指定する特別企画 3単位
- ヘ) 日本臨床外科学会 5単位
- ト) 日本消化器外科学会 5単位
- チ) 日本胸部外科学会 5単位
- リ) 日本小児外科学会 5単位
- ヌ) 日本心臓血管外科学会 5単位
- ル) 日本呼吸器外科学会 5単位
- ヲ) 日本血管外科学会 5単位
- ワ) 日本内分泌外科学会 5単位
- カ) 日本乳癌学会 5単位
- ヨ) 日本甲状腺外科学会 5単位
- タ) 日本医学会 5単位
- レ) 本号へからタまでに掲げた学会の生涯研修等

の教育行事 5単位

ソ) 本号レ以外で日本専門医機構の認定を受けて
学会及び医師会等が開催する専門医共通講習及び外
科領域講習 3単位

ツ) 日本専門医機構の認定を受けて医療機関等が
開催する専門医共通講習及び外科領域講習 1単位

2 前項第1号の診療経験を証明するため、平成23年

1月1日付の手術からは、NCDのデータベースに、
NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て、登
録されていなければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、天災その他やむ
を得ない理由のため、更新認定申請者が前項第2号
の研修単位の一部又は全部を証明できないときは、
天災については公的機関の発行した被災証明書又は
これに準ずる証書（以下、証書と略記），その他に
については証明できない理由の説明書（以下、説明書
と略記）を添付した更新認定申請書類を提出するこ
とができる。

4 認定委員会は、証書又は説明書を添付した更新認
定申請書類を受理したときは、証書又は説明書につ
いて審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めた
とき有限って、専門医として認定することができる。

5 本条第1項に規定された診療経験及び研修実績
は、申請時から遡って5年前の2月1日以降に従事し
た手術及び開催された学術集会等から算定するこ
とができる。

第16条 前2条の規定にかかわらず、関連外科専門
医の資格を有する更新認定申請者は、審査を受けよ
うとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着す
るよう、関連外科専門医の認定証（写）を認定委員
会に提出することにより、専門医認定証の有効期間
と、関連外科専門医の有効期間が同一の場合は、更
新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を
割愛することができ、専門医認定証の有効期間と、
関連外科専門医の有効期間が異なる場合は、専門医
認定証の有効期間を、関連外科専門医の認定証の有
効期間まで延長することができる。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

2 前項の規定により、更新認定申請書類の提出及び

更新申請手数料の納付を割愛した更新認定申請者は、関連外科専門医を更新した場合は、直ちに認定委員会に報告しなければならず、関連外科専門医を更新しなかった場合は、認定委員会が定めた期日までに、第14条の更新認定申請書類を認定委員会に提出し、更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。前条各号の規定は、この場合に準用する。

3 認定委員会は、前項の規定により、更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を割愛した更新認定申請者から、関連外科専門医の更新の報告を受けたときは、専門医として認定することができる。

第17条 特例更新認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、特例更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 特例更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 専門医認定証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録

【システム上で確認できるため削除】
【システム上で確認できるため削除】

- 6) 診療経験一覧表

第18条 特例更新認定申請者は、申請時において、過去5年の間に、第15条第1項第2号に定める研修実績を有していなければならない。第15条第3項から第5項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「特例更新認定申請者」と読み替えるものとする。

第6章 認定登録医から外科専門医への移行 の審査と認定

第19条 移行認定申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の申請書類（以下、移行認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、移行申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 移行認定申請書
 - 2) 履歴書
 - 3) 診療実績一覧表
- 2 移行認定申請者は、申請時において、第15条第1項第1号の診療経験を有していなければならない。

第7章 認定登録医の更新の審査と認定

第20条 更新登録申請者は、審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに到着するよう、次の各号の申請書類（以下、更新登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し、認定委員会が定めた期日までに、更新登録申請手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 1) 更新登録申請書

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 認定登録医登録証（写）
- 5) 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録

【システム上で確認できるため削除】
【システム上で確認できるため削除】

第21条 更新登録申請者は、申請時において、過去5年の間に、第15条第1項第2号に定める研修実績を有していなければならない。第15条第3項から第5項の規定は、この場合に準用し、これらの条文中「更新認定申請者」とあるのは「更新登録申請者」と読み替えるものとする。

第8章 認定委員会

第22条 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会を組織する委員（以下、認定委員と略記）を、本会代議員（以下、代議員と略記）の中から選任する。

2 理事長は、理事会の決議を経て、認定委員会の業務を補佐する委員（以下、認定実行委員と略記）を、専門医の中から選任する。

第23条 認定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 認定実行委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第24条 認定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

第25条 認定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、認定委員を補充することができる。

2 認定実行委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、認定実行委員を補充することができる。

3 補充によって選任された認定委員及び認定実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第26条 予備試験委員は、認定委員をもって充て、予備試験実行委員は、認定実行委員をもって充てる。第22条から前条までの規定は、この場合に準用し、これらの条文中「認定委員会」とあるのは「予備試験委員会」、「認定委員」とあるのは「予備試験委員」、「認定実行委員」とあるのは「予備試験実行委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第26条は令和8年1月31日をもって廃止（第46条第1項）

第27条 認定委員及び認定実行委員の定数は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

第28条 認定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の専門医の認定及び認定登録医の登録の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第29条 認定委員会は、第11条、第14条、第16条、第17条、第19条及び第20条に定める申請期日までに提出された初回認定申請書類、更新認定申請書類、特例更新認定申請書類、移行認定申請書類及び更新登録申請書類について、不備のないことを確認する。

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

2 認定委員会は、初回認定申請書類、更新認定申請書類、特例更新認定申請書類、移行認定申請書類及び更新登録申請書類を、事務所に、受理した日から1年間、保管する。

3 認定委員会は、保管した初回認定申請書類を、試験委員の審査に供する。

4 認定委員会は、初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医のうち、認定委員会が必要と認めた場合、現地調査を行うものとし、当該初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医はこれに協力しなければならない。

5 認定委員会は、前項の現地調査に協力しない初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医に対して、専門医の申請又は認定を取り消すことができる。本項は規則第15条を準用する。

6 規則第13条第4項によって専門医として認定されなかった者は、その日から3年間、専門医の認定を申請することができない。

第30条 認定委員会委員長（以下、認定委員長と略記）は、認定委員会の決議を経て、その年度の審査を行うために必要な試験委員の数を決定する。

2 認定委員長は、認定委員会の決議を経て、試験委員を選任する。

3 試験委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 試験委員に欠員を生じたときは、認定委員長は、認定委員会の決議を経て、試験委員を補充することができる。

5 補充によって選任された試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第31条 認定委員長は、審査期間の間、試験本部を設置し、試験業務を統括し、試験を円滑に実施するとともに、試験場の設営及び初回認定申請書類の管理を行う。

第32条 認定委員会副委員長は、認定委員長を補佐し、認定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第33条 試験委員は、初回認定申請者について、申請書類及び面接試験によって審査を行う。

第34条 認定委員会は、試験委員会の審査を経た初回認定申請者について審査を行う。

2 認定委員会は、更新認定申請者、特例更新認定申請者、移行認定申請者及び更新登録申請者について審査を行う。

3 認定試験は、毎年11月、第1日曜日に実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、認定委員会の決議により、認定試験の期日を変更し、又は追加することを妨げない。

4 専門医の認定及び認定登録医の登録の業務は、申請が行われた年の年度内に完了しなければならない。

第35条 認定委員会は、公開しない。

第30条～第31条は令和9年1月31日をもって廃止（第46条第2項）

第33条～第34条は令和9年1月31日をもって廃止（第46条第2項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

2 試験委員の氏名は公開しない。 【削除】

3 試験問題検討委員会委員及び試験問題検討小委員会委員の氏名は、その任期中は公開しない。

第36条 認定委員会は、認定委員長が招集する。ただし、委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して認定委員会の開催を請求されたときは、認定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第37条 認定委員会は、認定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

第38条 認定委員会の議事は、出席した認定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、認定委員長の決するところによる。

第39条 やむを得ない理由のために認定委員会に出席できない認定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の認定委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

第9章 認定料及び登録料等

第40条 規則第13条第2項によって専門医として認定された者の認定料は、40,000円とする。

2 規則第13条第3項によって専門医として認定された者の認定料は、10,000円とする。

3 規則第17条及び第19条によって認定登録医として登録された者の登録料は、10,000円とする。

第41条 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証又は認定医認定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証又は認定医認定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

2 理事長は、前項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証、又は認定医認定証を再交付する。

3 前項の規定によって予備試験合格証、専門医認定証、認定登録医登録証、又は認定医認定証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

4 予備試験の合格、専門医の認定、認定登録医の登録、及び認定医の認定を証明する証明書の発行又は規則第14条第4項による延長通知書の再発行並びに規則第14条第5項による英文の専門医認定証の交付を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。

5 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

【削除】

【削除】

第40条第1項は令和9年1月31日をもって廃止（第46条第2項）

一般社団法人日本外科学会 外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定 変更案

現行

変更点(____)

第10章 期日の特例

第42条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

第11章 規定の変更と疑義の処理

第43条 この規定は、専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる。

第44条 この規定の施行について疑義を生じたときは、専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

第45条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

第46条 本会は、令和8年1月31日をもって、予備試験の業務を終えて、第4条から第10条及び第26条を廃止する。

2 本会は、令和9年1月31日をもって、専門医の初回認定を終えて、第11条から第13条、第29条第3項、第30条から第31条、第33条から第34条及び第40条第1項を廃止する。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成25年2月1日から変更する。

3 この規則は、平成25年4月10日から変更する。

4 この規則は、平成26年4月2日から変更する。

5 この規則は、平成28年4月13日から変更する。

6 この規則は、平成29年4月26日から変更する。

7 この規則は、平成30年4月4日から変更する。

8 この規則は、令和6年4月17日から変更する。

9 この規則は、令和7年4月9日から変更する。

日本外科学会 専門医制度委員会内規 変更案

現行

変更点(____)

(名称)

第1条 この委員会は、日本外科学会専門医制度委員会（以下「委員会」）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第4号）に定められたことのほかは、この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、外科学の進歩に即応する外科医の育成と、そのために必要とせられる制度について検討を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 本会専門医制度の実施及び改善に関する検討

(2) 外科学の進歩に即応する優秀な外科医の育成のために必要な制度の検討

(3) 本会専門医制度規則（定款施行細則第8号）及び同施行規定に定められた業務

(4) その他前条の目的を達成するために必要な業務（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長及び副委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(小委員会)

(3) 日本専門医機構との協働による専門医制度を日本専門医機構との契約の下で適切に運用するための検討及び協議

(4) 本会専門医制度規則（定款施行細則第8号）及び同施行規定に定められた業務

(5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

日本外科学会 専門医制度委員会内規 変更案

現行

変更点(____)

第8条 委員会に、専門医制度小委員会（以下「小委員会」）を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び小委員会の委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 小委員会は、委員長の指示のもとに、委員会の諮問に応じ、審議する。

(内規の変更)

第9条 この内規は、本会定款委員会との協議及び委員会の決議を経、かつ、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この内規は、令和7年4月9日から変更する。

第6号議案（次期以降の定時社員総会の開催時期および開催地決定に関する件） 資料

社員総会規則（定款施行細則第6号）に従い、次期以降の定時社員総会の開催時期および開催地は以下のとおりといたします。

【次期以降の開催時期および開催地】

日 程：令和8年度定時社員総会；令和8（2026）年4月22日（水）
第126回定期学術集会；令和8（2026）年4月23日（木）～25日（土）
開催地：札幌市（京王プラザホテル札幌 他）

日 程：令和9年度定時社員総会；令和9（2027）年4月7日（水）
第127回定期学術集会；令和9（2027）年4月8日（木）～10日（土）
開催地：東京都（東京国際フォーラム 他）